

KARATSU
SHINKIN BANK
DISCLOSURE
2021



ごあいさつ

皆様には、平素より唐津信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、生活、事業活動に影響を受けられた方に対し心よりお見舞い申し上げます。

本年もここにディスクロージャー誌「KARATSU SHINKIN BANK Report2021」をご報告させていただきます。本誌では、当金庫の経営方針や財務内容、組織、さらには地域貢献活動等につきましてご報告させていただくことを目的に作成いたしております。当金庫の業務内容をより一層ご理解いただくためのご参考になれば幸いです。

本年度の幕開けは、世界的に新型コロナウイルス感染が未曾有の状況となり、経済活動も縮小し暗雲が垂れ込める状況となりました。この状況に対応するため、日米欧等の先進諸国においては中央銀行が大規模な金融緩和策を実施し、各国の資金繰りの安定に努めました。その結果、資金は過剰に流動しマーケットに流れ込んだことから、米国株式は史上最高値を更新するなど、世界的にコロナバブルとも呼ばれる状況となりました。

我が国におきましても新型コロナウイルス感染の影響は多大であり、政府による緊急事態宣言の発令などにより経済活動が縮小する一方、コロナ対策として給付金の配賦、コロナ対策融資の創設、日本銀行による大規模緩和策の継続等により資金は過剰な状況となり、全国的に金融機関においても預貯金、貸出金共大幅な増加の状況となっております。その結果、市場においても資金の流入から株価は上昇しバブル後高値を更新しております。

しかし、こうした時代であるからこそ、唐津信用金庫は創業時の原点に立ち返り、我々の最大の強みである「地域密着型経営」により地域の資金の仲介役として努めていかなければならないと考えております。

足下においてもコロナ禍の問題が継続するなど、地元唐津の経済状況も先行きが不透明な状況が続くと予想されますが、唐津地区に本店を置く唯一無二の金融機関として、その使命、とりわけ皆様の資金繰り支援・金融支援・経営支援について全力をもって全うするために努力してまいります。

唐津信用金庫は1929年の創立以来、90年の歴史を刻んでまいりましたが、今後も地域の皆様の信頼に応え、1世紀の歴史を迎えるために役職員一同努力してまいりますので、何卒変わらぬご愛顧・ご支援を心よりお願い申し上げます。



唐津信用金庫

理事長 落合正利

当金庫の概要

創業	昭和4年12月24日
本店所在地	佐賀県唐津市大名小路310番地の35
営業区域	佐賀県一円、福岡県糸島市、福岡市西区
出資金	232百万円
会員数	8,693人
預金積金残高	90,536百万円
貸出金残高	52,763百万円
常勤役職員数	100人
店舗数	8店舗

(令和3年3月末現在)



目次

DISCLOSURE CONTENTS

経営理念	3
唐津信用金庫行動綱領、概要	3
組織図	4
令和2年度の事業概況	5
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	7
地域利用者の利便性向上の取組み	10
文化的・社会的貢献活動	11
総代会制度	13
業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備	15
情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）	20
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	21
主要な業務内容の紹介	22
事業・サービスのご案内	23
沿革	25
令和2年度主なるできごと	26
信金中央金庫と信用金庫のネットワーク	27
●資料編	
財務諸表	29
経営指標	34
その他の指標	38
自己資本の充実の状況	39
定性的な開示事項	43
店舗一覧	46

経営理念 唐津信用金庫行動綱領

経営理念

～親しみ・信頼・確かな未来～

実現に向けての具体的な4つのビジョン

① 信用金庫の特性を発揮します

③ 経営体質の強化に努めます

② 経営の健全性を確保します

④ 魅力ある職場を目指します

唐津信用金庫行動綱領

1. 地元で信頼される信用金庫

唐津信用金庫は、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

2. 地元で貢献できる信用金庫

唐津信用金庫は、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通して、地域経済・地域社会の発展に貢献します。

3. 法令やルールを守る信用金庫

唐津信用金庫は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. わかりやすく、ふれあいのある信用金庫

唐津信用金庫は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

5. 従業員を大切に作る信用金庫

唐津信用金庫は、従業員の個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。

6. 環境にやさしい信用金庫

唐津信用金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

7. 地域社会に貢献する信用金庫

唐津信用金庫は、社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。

唐津信用金庫SDGs宣言

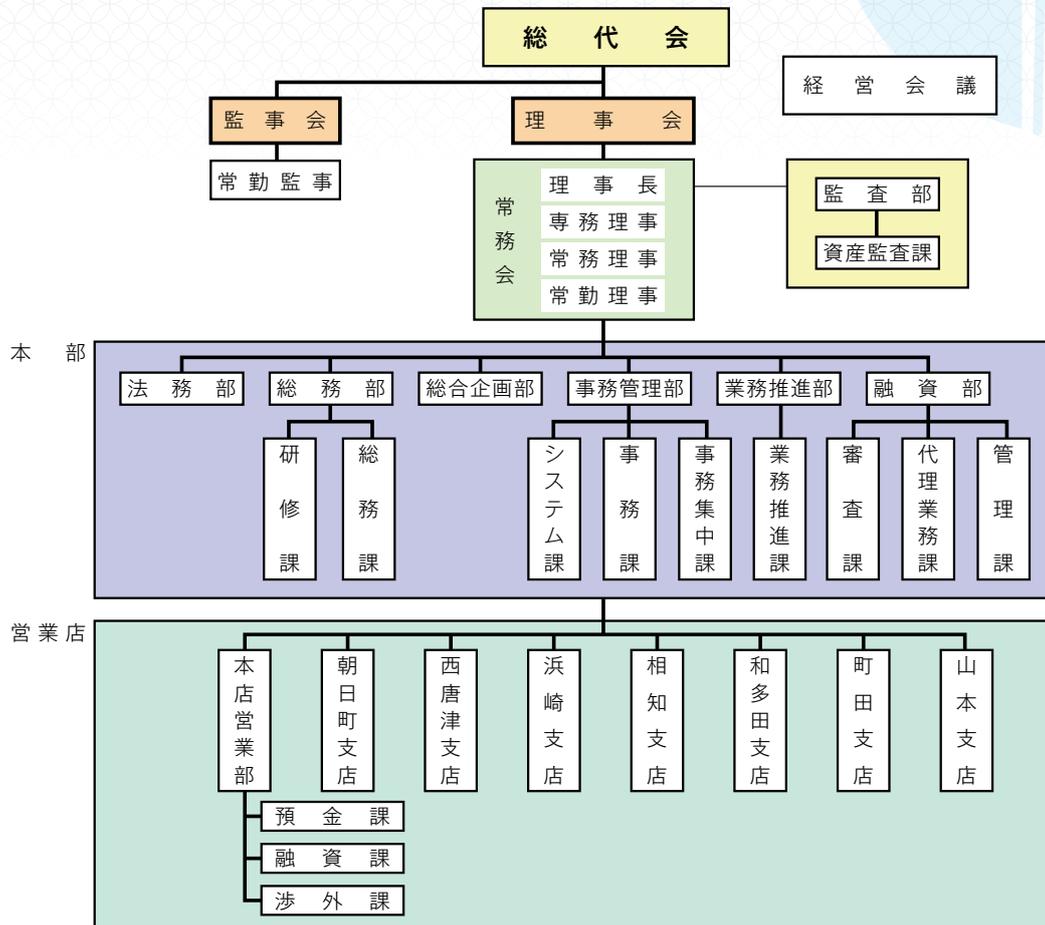
唐津信用金庫では ～親しみ・信頼・確かな未来～ を経営理念として掲げています。その実現に向けて2015年国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」達成への取り組みを通じ、地元の中小企業者や住民の多様化・複雑化する社会課題の解決と持続可能な社会の実現に努め、地域金融機関として当金庫のビジネスモデルを踏まえたくうえで取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



組織図

組織図



役員

(令和3年7月1日現在)

役職名	氏名	任期
理事長	落合 正利	令和4年6月総代会
専務理事	山本 陽一郎	令和4年6月総代会
常務理事	山田 茂司	令和4年6月総代会
常勤理事	冨永 裕一・冨永 祥治	令和4年6月総代会
非常勤理事	辻 幸徳 ^(※1) ・小林 哲 ^(※1) ・井上 洋一郎 ^(※1)	令和4年6月総代会
常勤監事	井上 雅博	令和5年6月総代会
非常勤監事	松本 廣根 ^(※2) ・山下 正美 ^(※2)	令和5年6月総代会

※1 理事 辻幸徳氏、小林哲氏、井上洋一郎氏は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 松本廣根氏、山下正美氏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

職員の状況

年度	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
職員数	99人	97人	93人	94人	94人

令和2年度の事業概況

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

※令和3年3月末現在

当金庫は、唐津・東松浦地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



事業の概況

当金庫の令和2年度末の業況は、預金面におきましては、年間平均残高は68億円増加し947億円（前期比7.85%増）、3月末残高でも46億円増加し905億円（前期比5.44%増）となりました。一方、融資面におきましては、年間平均残高は35億円増加し516億円（前期比7.31%増）、3月末残高でも40億円増加し527億円（前期比8.41%増）と順調に推移いたしました。

収支状況につきましては、貸出金利息では、利回りは低下したものの残高の増加により対前期7百万円増加いたしました。預け金利息も利回りの回復から対前期1百万円増加、有価証券運用におきましては、政策的に利益確定の売却を実施し、有価証券利息配当金は326百万円確保いたしました。

支出面では預金残高は増加しましたが、利回りは低下し預金利息は対前期16百万円減少いたしました。経費面におきましては、人件費は職員の若返りもあり対前期10百万円減少、物件費もコロナ禍の影響で研修、出張等の自粛を行ったこと等から対前期6百万円減少いたしました。また、不祥事件発生に伴い貸倒引当金が224百万円発生いたしました。

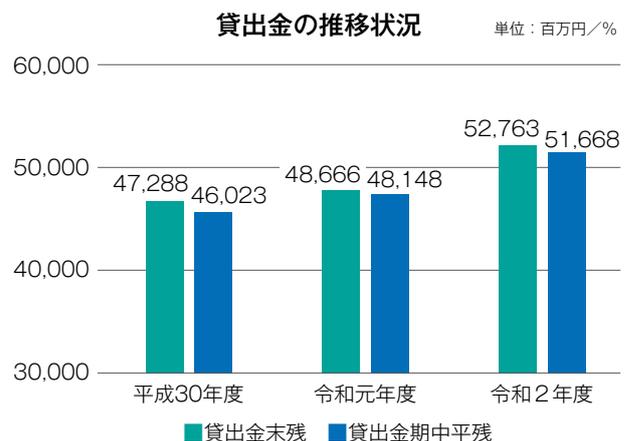
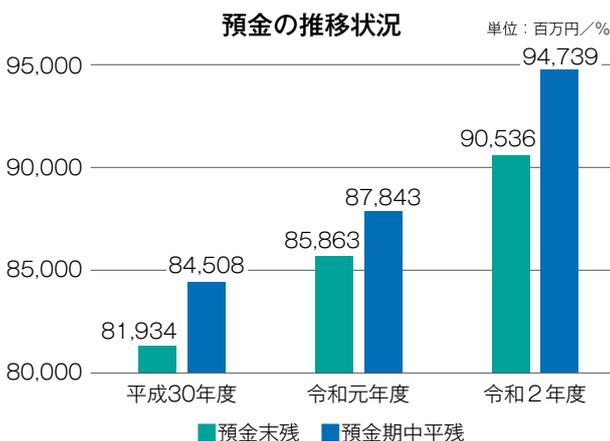
その結果、最終利益は50百万円を確保いたしました。

◆預金積金（地域からの資金調達状況）

令和3年3月末の預金積金残高は前期比4,673百万円増加の90,536百万円となりました。お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用として「安全に、確実に、気軽に」ご利用いただけるように、また、目的や期間に応じてお選びいただけますよう各種預金を取り揃えております。

◆貸出金（地域への資金供給状況）

令和3年3月末の貸出金残高は前期比4,097百万円増加の52,763百万円となりました。当金庫は、預金者に対する責任に堪えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展や豊かな暮らし、地域社会の繁栄に向けて、大口融資に偏重することのない、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

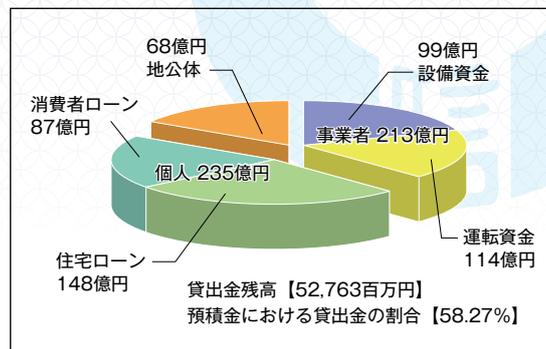


【貸出の運営方針】

- ① 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
- ② 大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用頂けるように徹底し、信用リスクを分散いたします。
- ③ 住宅資金や教育資金等の資金需要に対し、積極的に支援します。
- ④ 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

なお、令和2年度における当金庫の貸出残高は右図の構成となっております。

また、地元中小企業の資金ニーズに迅速に応えるべく、多くの渉外担当者を配置し、きめ細かな融資推進ができる体制をとっております。



図【貸出金残高構成】

貸出以外の運用に関する事項

有価証券運用においては、現在の超低金利の状況に対応し、比較的安全な債券運用に加え運用の多様化を図り、投資信託等による運用ヘシフトし効率化を図っております。当年度の運用方針を定め、計画的に残高を積み増し収益の確保を図ってまいりました。また預け金につきましても定期預金を中心に運用等利回りの向上に努めました。今後とも安全で安定的な運用を基本として運用利回りの向上に努めてまいります。

余資運用残高43,016百万円

※余資とは有価証券、預け金、金銭の信託等のことをいいます。

令和2年度決算に関する事項

令和2年度の収益状況については、金融機関を取り巻く経営環境は依然厳しい状況が続いておりますが、預金・貸出金共に期間を通して順調に推移し、年間平均預金残高は947億円と前期比68億円(7.8%)増加、同貸出金残高も516億円と前期比35億円(7.3%)増加いたしました。

預金はコロナ対策助成金等の大規模な経済対策の実施、融資はコロナ対策支援融資の積極的な取組により、高い伸び率となりました。支出面では人件費、物件費共に減少しましたが、不祥事件関連の融資残高約2億円を貸倒引当金として処理したことから、当期利益は50百万円に止まりました。

単位：百万円

業務純益 204百万円
 経常利益 50百万円
 当期純利益 50百万円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
業務純益	122	392	204
経常利益	134	360	50
当期純利益	131	313	50

自己資本比率の状況について

令和2年度の当期利益50百万円を加え自己資本額は増加し、3,075百万円となり40百万円(1.3%)増加しました。一方で預け金や有価証券残高の増加等により分母となるリスクアセット額も106百万円(0.3%)増加しましたが、自己資本比率は8.24%と前期比0.08ポイント増加し、国内基準行の所要自己資本比率4.0%を大きく上回っております。

単位：百万円/％

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自己資本額	2,723	3,035	3,075
リスクアセット額	34,200	37,184	37,290
自己資本比率	7.96%	8.16%	8.24%

今後も、積極的な引当により資産の健全性を維持しつつ、前向きな業務展開により安定的な収益確保を通して地域の皆様のための「金融サービス」のさらなる向上に努めてまいります。

中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給や事業運営に対する支援活動は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合や、お客様との対話の中で事業経営に関する課題を共有できた場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

金融の円滑化

当金庫は、金融の円滑化を図るために理事会等において基本方針・金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定しました。また、事業資金・住宅資金ご利用者がより相談されやすいよう全営業店および本部（融資部）にご返済計画相談窓口を設置するとともに、これまで以上にきめ細やかにお客さまのご相談に対応していく態勢整備を行っております。

外部専門家との連携

当金庫は、お客さまの事業運営にかかる課題解決や経営改善について、より深度ある支援を行うため、専門性の高い中小企業診断協会や税理士集団等の外部専門家との間で中小企業の経営支援に関する覚書を交わし、連携を図っております。また、佐賀県の中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター、地域産業支援センター、保証協会などの外部機関とも連携し、積極的にその事業の活用に取組んでおります。

他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

経営革新等支援機関の認定

当金庫は、平成24年8月に施行されました中小企業経営力強化支援法に基づき、会計等の専門的知識や実務経験を一定レベル以上有するものに対して認定される「経営革新等支援機関（認定支援機関）」の認定を平成24年11月に受けております。

人材の育成

当金庫は、お取引先の事業を的確に評価できるよう、職員の目利き力の向上を図るため、全国信用金庫協会や九州北部信用金庫協会など業界団体が主催する集合研修に積極的に職員を派遣しております。また、当金庫内においても外部機関と連携した勉強会を定期的で開催しております。

苦情・相談窓口の設置

お客様からの当金庫に対する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

唐津信用金庫	法務部	電話番号 0955-73-2105
	受付時間	当金庫営業日の午前9時～午後5時

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新規事業開拓の支援等新規融資への取組

新たに開業・創業または新事業展開に取組む取引先に対して、令和2年度中に行った融資実績は以下の通りです。

実行件数	融資実行金額
15件	150百万円

このほか、「担保及び個人保証に過度に依存しない融資」に向けた取組みとしまして、スコアリングモデルを活用した低金利の無担保事業性融資商品である【小口ビジネスカードローン「からっと」】を開発し、平成18年8月から取扱いを開始しております。

令和3年3月末現在の実績は以下のとおりです。

契約口座数	契約額	利用残高
193口	601百万円	128百万円

- 当金庫は「日本政策金融公庫」と業務連携・協力に関する覚書を締結しており、平成30年11月には協調融資商品「創業・事業承継応援資金スタンド・アップ」の取扱いを開始し創業支援を行っております。

成長段階における支援

- 当金庫は、お客様の販路拡大及びトップライン支援のため、ビジネスマッチング活動に取り組んでおります。
- 平成29年5月、佐賀県信用金庫協会に加盟する4金庫（唐津信用金庫・佐賀信用金庫・伊万里信用金庫・九州ひぜん信用金庫）は、経済団体「佐賀県中小企業家同友会」と中小企業支援に関する覚書を締結し、学習会の共同開催、しんきん合同商談会等への同友会加盟企業の参加促進などの活動を行っております。
- 佐賀県が平成29年度から推進し、金融機関・商工団体・中小企業診断士等の支援機関が一体となって実施している、企業の知的資産（強み・よかところ）を見つけ出し事業承継円滑化に活用する「見える化支援」事業へ、今後の取引先支援ノウハウ取得等のため、当金庫職員も参加しました。

経営改善・事業再生等の支援

- お取引先の経営改善支援については、平成15年に「企業支援業務運営規程・要領」を策定し取組を開始しました。平成25年度からは本部内に「支援担当者」を設置し、当該支援担当者を金庫の窓口として、保証協会や県の改善支援センターの外部専門家派遣事業を活用し、経営改善計画策定からその後のモニタリングまで中小企業診断協会や税理士集団等の外部専門家と二人三脚で改善支援活動に取り組んでおります。
令和2年度の当金庫における取組み実績は次ページのとおりです。

		期初債務者数 (事業資金融資先) 令和2年3月末	うち 経営改善支援 取組先①	①のうち期末に債 務者区分が上昇し た先数②	①のうち期末に債 務者区分が変化し なかった先③	①のうち改善計画 を策定した先④
正常先	1,269					
要 注 意 先	うちその他要注意先	166	14	1	12	13
	うち要管理先	2	1	1	0	1
破綻懸念先		43	24	2	22	18
実質破綻先		18	0	0	0	0
破綻先		4	0	0	0	0
合 計		1,502	39	4	34	32

債務者数・経営改善支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
②には令和3年3月末の債務者区分が、令和2年3月末より上昇した先数を記載しております。

経営者保証に関するガイドラインへの取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	420件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	48.2%
保証契約を解除した件数	8件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り）	0件

4. 地域経済活性化への取組み等

◆地方自治体における地方創生への関与・取組みについて

地方創生に関する取り組みとしては、唐津市の「まち・ひと・しごと創生会議」へ委員を派遣し、平成28年9月に唐津市との間で「地方創生に向けた包括連携に関する協定」を締結しております。

更に、ジャパン・コスメテック・センターに正会員として参画するとともに、唐津コスメティック・クラスター整備構想策定委員会へも委員を派遣し、地域資源の活用や創業について金融面や経営支援の観点からお手伝いできる可能性について検討を進めております。

また観光面では、(社)唐津観光協会に参画するとともに、県内金融機関とともに佐賀観光活性化ファンドに出資を行うなど、その振興へ向けたお手伝いを行っております。

◆地方自治体における事業承継支援への関与・取組みについて

唐津de食事券

令和2年12月、冬季定期預金キャンペーンとして「地域応援定期預金」を販売いたしました。定期預金契約者には唐津市内で使える食事券がその場で当たる「くじ付き定期預金」で、コロナ禍で売り上げに大きな影響を受けた飲食業者を主体に支援することを目的としております。

当金庫にて食事券代金相当額を全額支援することで地域の活性化に繋がりたいと、唐津市内の飲食店計155店舗の皆様のご協力をいただき実施いたしました。今後も様々な側面から地域への支援を行ってまいります。

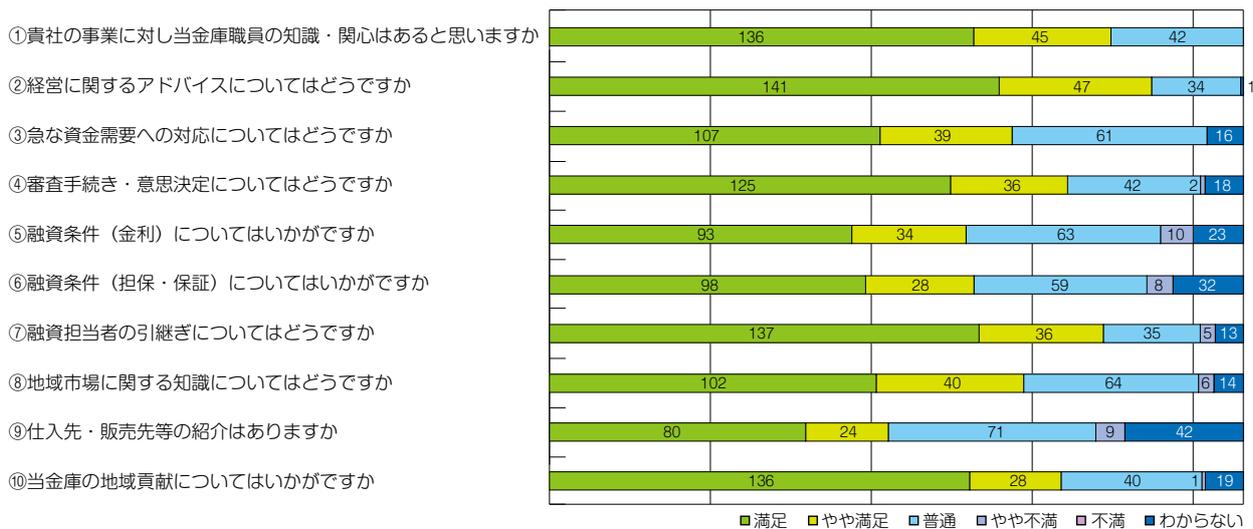


地域利用者の利便性向上の取組み

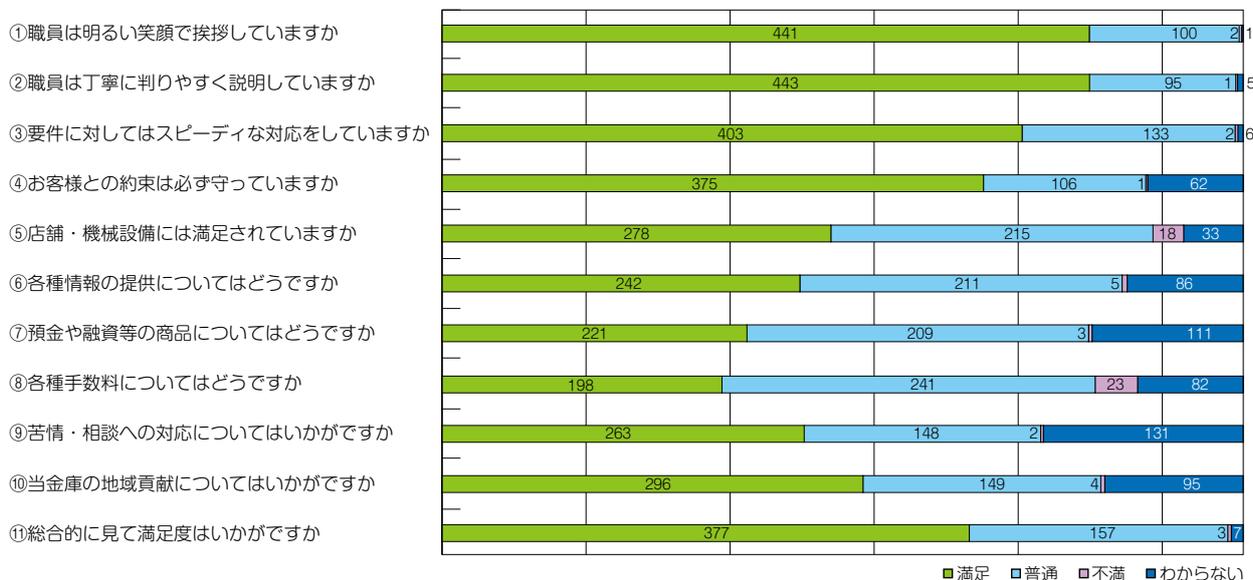
お客様満足度アンケートの実施と結果について

当金庫では、『地域密着型金融推進計画』に基づき地域利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立を目指しております。その一環として令和3年1月～2月に経営者と一般のお客様を対象にお取引の満足度という観点からアンケート調査を実施しました。その結果、次のようなご回答をいただきました。

1. 経営者における取引満足度アンケート結果【回答数223先】



2. 一般のお客様における取引満足度アンケート結果【回答数544先】



満足度調査結果におきましては、当金庫に対し概ね好意的なご意見をいただいておりますが、貴重なご意見・ご要望も多数いただきました。ご協力いただきありがとうございました。

唐津信用金庫はお客様の声を真摯に受けとめ、利便性・満足度の向上に積極的に取り組んでまいります。

文化的・社会的貢献活動

文化的・社会的貢献活動

当金庫は地域社会の一員としてその経済・文化の発展に貢献できるよう地域の祭事やボランティア活動に積極的に参加しています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種活動を中止とさせていただきました。

虹の松原清掃活動



唐津が誇る国の特別名勝「虹の松原」の白砂青松の美しい景観の維持と、未来へと継承していくことを目指して、ボランティア清掃活動を毎年3回定期的に行ない、虹の松原の再生・保全活動に役職員一同で取り組んでいます。

万年青会活動



当金庫の60歳以上のお客様で組織している「万年青会」の皆様を対象に、日ごろのご愛顧への感謝と、より一層親睦を深めることを目的に、「ゲートボール大会」(令和元年9月5日開催)や「しんきんふれあい旅行」(令和元年11月18～20日開催)等の各種活動を実施しています。

婦人バレーボール大会



地元企業として、唐津市内各地域の婦人層で組織されている婦人バレーボール大会の運営の一端を支援させていただいております。今年度で第22回目の開催となり、参加10チーム、計122名の選手による熱い戦いが繰り広げられました(令和2年2月2日開催)。

グラウンドゴルフ大会



唐津市陸上競技場において28チーム130名の老人クラブ会員による唐津信用金庫杯「第12回唐津市老連グラウンドゴルフ大会」を開催いたしました(令和元年9月12日開催)。

土曜夜市オープニングパレードと チャリティバザーの開催



唐津に夏の到来を告げる、唐津中央商店街主催「からつ土曜夜市」オープニングパレードに参加し(令和元年7月20日)パレードを盛り上げるとともに、夜市イベントの一環として職員によるチャリティバザーを開催いたしました。

歳末助け合い募金・ 唐信会チャリティゴルフ募金



チャリティバザー売上金と金庫役職員の募金を「歳末助け合い募金」として、また令和元年10月に開催した「唐信会チャリティゴルフ大会」の募金を唐津市社会福祉協議会へ寄贈させていただきました。

虹の松原トライアスロン大会に ボランティア参加



唐津が誇る自然を舞台に、今年も第20回目となるトライアスロン大会が開催されました(令和元年6月16日)。地元企業として経済的支援およびフィニッシュ会場でボランティアスタッフとして多数の職員が参加しております。

唐津湾イカダ大会へ参加



唐津市民の夏祭りとして定着した「唐津湾イカダ大会」へ今年も金庫職員で参加。唐津湾を舞台に大小40艇程度のイカダが力を合わせて一斉にゴールを目指します。イベントを通じ地域の活性化に貢献したいと考えています(令和元年7月28日開催)。

少年軟式野球大会および ボーイズリーグ大会の開催

創立90周年記念事業、唐津信用金庫旗争奪とする「少年軟式野球大会」および「ボーイズリーグ大会」を、ともに令和元年10月に開催しました。明日の唐津を担う子どもたちの健やかな成長を願い、地元企業として少年野球を支援しています。



総代会制度

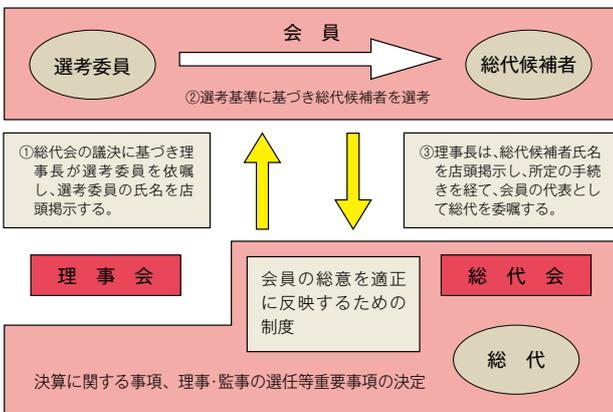
1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

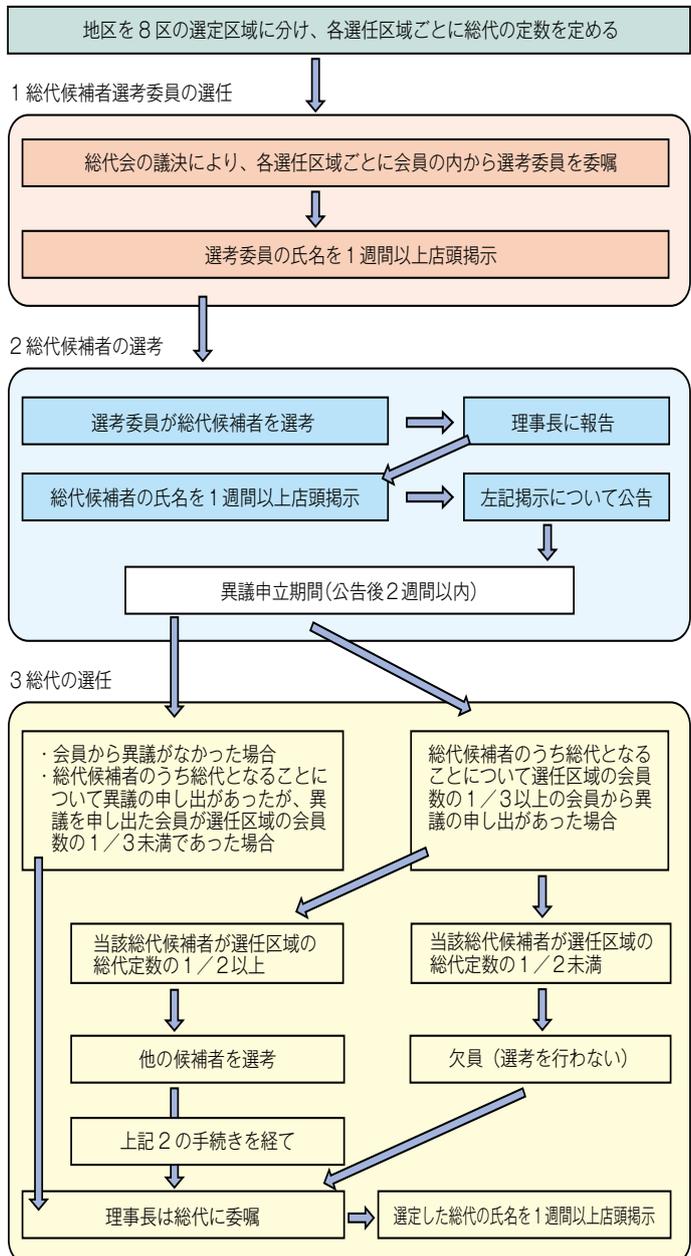
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

<総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です>



(3) 総代選任までの手続き



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、70人以上100人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和3年3月31日現在の総代数は75人で、会員数は8,693人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、右図の手続きを経て選任されます。

総代候補者の選考基準

1. 資格要件
 - ・当金庫の会員であること
2. 適格要件
 - ・総代として相応しい見識を有している方
 - ・行動力があり、積極的な考え方ができる方
 - ・良識を持って正しい判断ができる方
 - ・人格、見識に優れ、金庫の発展に寄与できる方
 - ・地域における信望が厚い方
 - ・地域での居住年数が長く、人縁が深い方
 - ・金庫の理念、使命をよく理解し、金庫と密接な取引関係を有する方

3. 通常総代会・総代懇談会

(1) 第78期通常総代会

令和3年6月29日に、唐津シーサイドホテルにおいて開催いたしました当金庫第78期通常総代会において、次の事項が付議され、決議事項については原案通り承認可決されました。

①報告事項 第78期業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告
監査報告

②決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 総代候補者選考委員選任の件 (24名)
- 第3号議案 監事全員任期満了につき選任の件
監事 井上 雅博 松本 廣根 山下 正美



(2) 総代懇談会

総代の方々に当金庫の業務運営を説明し、ご意見をお聞きするために12月に総代懇談会を開催しています。総代懇談会では、上期の業務報告を行うとともに、総代の方々からのご意見を賜り、業務運営に反映するよう努めております。

4. 総代の氏名等

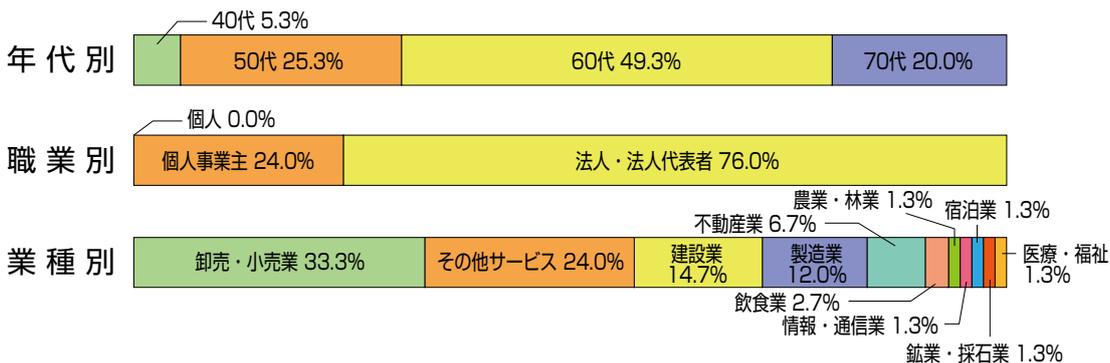
(令和3年3月31日現在)

本店区 17名	朝日町区 7名	西唐津区 12名	浜崎・七山区 11名	和多田区 11名	町田区 9名
篠崎 正之 ④	正野 保 ⑦	西岡 信介 ⑤	久賀 永雄 ④	山本 密雄 ④	西村 治雄 ⑤
小島 浩彦 ④	近藤 豊守 ⑤	増本 義直 ③	鬼木 正典 ③	持永 勝敏 ⑤	田中 伸夫 ⑥
水田 彰男 ⑦	井本 和磨 ②	喜多島俊一 ⑤	筒井 泰好 ⑤	平田 誠二 ④	瀨戸 伸雄 ⑧
奥村 豊 ⑧	平野 直人 ④	大友 法文 ⑤	田中 友夫 ⑤	平田 和廣 ③	瀨戸 利嗣 ④
藤山 英周 ⑤	中村 耕喜 ③	樺島 保博 ①	村山 正浩 ①	坂本慎一郎 ②	松本 政廣 ⑥
善田 基文 ⑥	森田 淳 ③	村崎 龍彦 ⑥	中村 栄助 ⑤	宮地 昭博 ⑤	森 純二 ③
久保 英俊 ⑤	田邊 隆 ③	太田 清勝 ②	吉森 広 ⑥	力武 正二 ①	中野 秀樹 ③
中村 淳 ③		笠原 秀子 ④	太田 年一 ②	河内野信恒 ⑤	成富 茂安 ③
村山 弘光 ④	相知区 5名	中村 隆 ④	牛草 耕輔 ⑤	北島 基吉 ①	外尾 健 ④
鈴木 謙一 ⑥	梶山 茂 ③	吉村 司 ④	鬼塚 康成 ①	松本 祐之介 ①	
野中由美子 ④	秀嶋 倉市 ②	伊東 青磁 ③	石本 修一 ①	佐々木 智之 ①	山本区 3名
吉井 清隆 ②	山口 法男 ②	鶴丸 修 ①			進藤 博史 ②
中山 忠幸 ③	田代 恒雄 ⑤				峰 達郎 ④
中江 章 ⑥	大場 勝夫 ⑤				井上 祐嗣 ①
戸川 忠俊 ③					
山下 正雄 ⑤					
古賀 和裕 ⑦					

総代数計 75

(注) 丸数字は総代の就任回数。

5. 総代の属性等別構成比



業務の健全性・適切性を確保するための 態勢の整備

唐津信用金庫は、業務の健全性・適切性を確保するための基本方針として、「内部統制基本方針」を定め、有効な内部管理態勢の確立に向け、「統合的なリスク管理態勢」および「法令等遵守態勢（コンプライアンス）」の整備に努めております。

内部統制システムの構築

1. 内部統制システム構築の基本方針について

以下に掲げた「内部統制基本方針」に則り、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めてまいります。

内部統制基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための態勢

- ①法令等遵守の徹底を最重要課題の一つとして位置付け、「唐津信用金庫行動綱領」とこれに基づく「行動規範」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部署」として法務部を置くとともに各業務部門および営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、法務部との連携を図る。また、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接、法務部に報告・相談を行うことができる相談窓口（ホットライン）を設置する。
- ③監査部は、法令等遵守の状況について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ①理事の職務の執行状況に関する情報については、「理事会規程」「常務会規程」「文書保存規程」に基づき、文書（電磁的記録を含む）に記録し、保存・管理する。
- ②理事および監事は、これらの文書について常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の態勢

- ①適正なリスク管理を実現するため、「（統合的）リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等にに応じた管理規程等を策定する。
- ②当金庫全体のリスクを一元的に管理するリスク統括部署及びリスクカテゴリーごとの主管部署を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能の強化を図る。
また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
- ③リスク統括部署を「経営会議」とし、定期的又は必要に応じて開催し、当金庫におけるリスクの状況把握を行い、対応を協議する。なお、リスク管理態勢に関する重要な事項は理事会にも報告する。
- ④監査部は、統合的リスク態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための態勢

- ①理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する態勢の基礎として、理事会を原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、予め常務会等において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ②理事会は全役員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員は、これらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行態勢を決定するものとし、必要に応じて常務会等において議論を行う。
- ③理事会は経営計画及び業務運営方針に関して定期的に検証すべき項目を定め、各部門の現状分析、改善策等を担当理事に報告させ、必要に応じて見直しを行う。
- ④理事は、会員及び預金者等のステークホルダーの理解を得ることにより、当金庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行う。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ①監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- ②監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- ①監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- ②理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための態勢その他の監事への報告に関する態勢

- ①理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
②理事会で決議された事項 ③常務会で決議された事項 ④当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- ①経営状況について重要な事項 ④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項 ⑦重大な法令・定款違反
- ⑤公益通報の状況及び内容 ⑧その他コンプライアンス上重要な事項
- ②職員は前項①から⑧に関する重大な事実を発見した場合は監事に直接報告できるものとする。
- ③監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための態勢

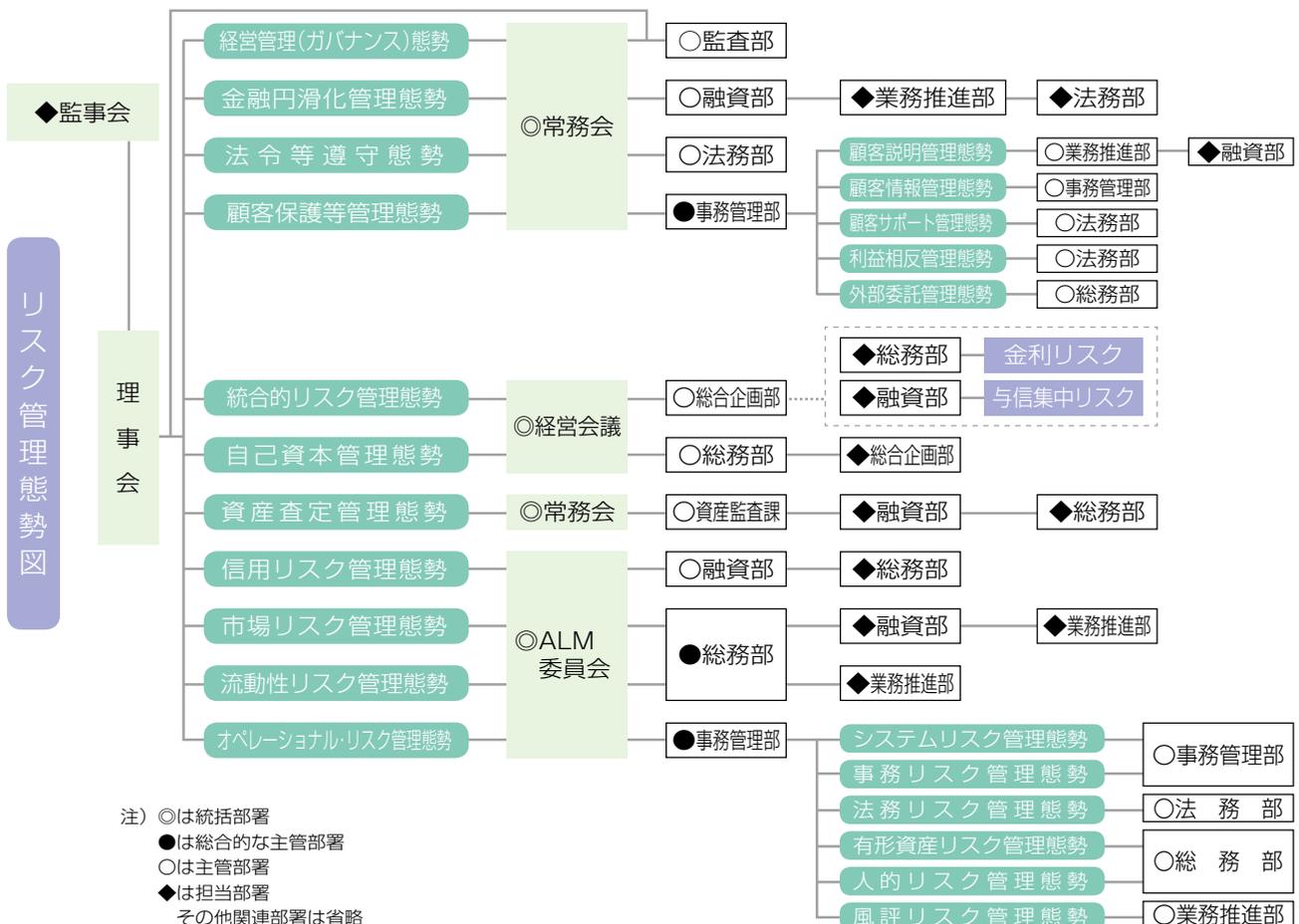
- ①監事は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、理事会、常務会及びその他の重要な委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、理事又は職員に対しその説明を求めることができる。
- ②監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うものとする。
- ③また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。
- ④監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

(付則) 当基本方針は、平成20年4月1日から実施する。
 なお、当基本方針の改廃は、理事会の決議によるものとする。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当金庫は「内部統制基本方針」の実効性確保のため下記の施策を行っております。

- ◆毎月定例開催の理事会において法令等遵守状況の報告を行っております。
- ◆各店舗にコンプライアンス担当者を任命し、主管部署の法務部により、定期的にコンプライアンス担当者会議を開催し、法令等遵守態勢構築に努めております。
- ◆監査部は毎期各店舗の総合監査を行い、その監査結果は理事に報告されております。
- ◆毎期、監事による監事監査を実施し、理事の職務執行状況を検証しております。
- ◆毎週開催の「常務会」等において、担当部門よりリスク管理関連の報告を行い、対応を検討しております。



統合的なリスク管理態勢

金融業務の自由化、金融商品の複雑化や金融システムの高度化にともない、金融機関を取巻くリスクは一段と複雑・多様化しております。このような金融環境の中で、質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが求められております。当金庫では業務の健全性・適切性の確保及び収益性向上の観点から、リスク管理を経営上の重点課題と位置づけ、「経営会議」を統括部署として統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを進めてまいります。

【統合的リスク管理】

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、業務の健全性・適切性の確保及び収益性向上を図るため、戦略目標、規模及びリスク特性等を踏まえ、必要と認められる適切なレベルの統合的リスク管理態勢の構築に向けた取組みを行っております。

【信用リスク管理】

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、審査体制を厳格にするとともに営業部門への庫内研修や外部研修への参加、また本部による臨店指導等審査能力の向上を図っております。

【市場リスク管理】

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の価値が変動し損失を被るリスクと、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。なお、主な市場リスクとしては、「金利リスク」、「価格変動リスク」、「為替リスク」があります。

当金庫ではこれらの市場リスクに対応するため、「経営会議」や「ALM委員会」において経済、金利見通しに基づいた運用・調達方針を検討し、資産、負債のバランスを図り、収益性の向上、システム精度の向上に努めております。

【流動性リスク管理】

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク（市場流動性リスク）と、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）をいいます。

当金庫では市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを行なうことが極めて重要であることを認識し、態勢の整備及び実効的機能の確保に努めております。

【オペレーショナル・リスク管理】

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的な事象により損害が発生しうるリスクのことです。オペレーショナル・リスクには、「事務リスク」「システムリスク」の他、風評リスク・人的リスク・有形資産リスク・法務リスクなどがあります。

当金庫では、経営の健全性の確保及び顧客保護の観点に立って、これらのオペレーショナル・リスクを極小化するために職員研修や各種規程等の整備、内部監査部門による監査を実施するなど、効果的な管理を行うように努めております。

【事務リスク管理】

事務リスクとは、従業員が正確な事務処理を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことです。

【システムリスク管理】

システムリスクとは、コンピュータ・システムの障害または誤作動等システム不備等に伴い当金庫が損失を被るリスクや、情報資産の漏洩、紛失、改ざん等コンピュータの不正使用による人為的要因により、当金庫が損失を被るリスクです。

【風評リスク管理】

風評リスクとは、マスコミ報道、取引先等の評判、業務上のトラブル等様々な要因から当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等を招き、金庫経営上重大な有形無形の損失が発生するリスクです。

【人的リスク管理】

人的リスクとは、従業員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）から生じる労務問題、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）により当金庫が損失・損害を被るリスクです。

【有形資産リスク管理】

有形資産リスクとは、自然災害やその他の事象等により、保有有形資産に毀損・損傷が生ずるなど、当金庫が損失を被るリスクです。

【法務リスク管理】

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切な取引慣行等から生ずる法的責任や信用失墜など当金庫が被るリスクです。

法令等遵守態勢（コンプライアンス）

当金庫は、金庫業務の健全性及び適切性確保の観点から、法令等遵守態勢の整備・確立が経営の最重要課題の一つであることを認識し、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を全うするため、「唐津信用金庫行動綱領」を定めるとともに、経営陣をはじめとする各役職員は、より高い倫理観、規範、道徳に基づいた公正で透明な業務活動を展開しております。

○コンプライアンスへの取組み

当金庫では、法令等遵守（コンプライアンス）に関する統括部署を法務部とし、本部および各営業部店には「コンプライアンス担当者」を配置しております。

法務部はコンプライアンスに係る企画・立案、推進及び実施状況の把握を行い、コンプライアンス担当者は、コンプライアンス実施状況を法務部に報告を行うなど、その実践に取り組んでおります。

また、コンプライアンスの統括部門として、コンプライアンスに関する各種重要事項の協議を行っており、協議した事項については、理事会および常務会等へ適切に報告を行っております。

お客様からの苦情等につきましては、営業店または法務部に担当者を配置しております。担当者は、お客様から寄せられたご意見や苦情等への対応を行うとともに、ご意見や苦情等の状況を法務部に報告を行っております。報告された事項は、コンプライアンス担当者を通じて各部署に周知を行い、再発防止に努めております。

顧客保護等管理態勢

当金庫は、預金者の皆様をはじめとして当金庫の業務を利用されている方々の保護及び利便性の向上の観点から、「顧客保護等管理方針」「利益相反管理方針」を定め、これらの態勢の整備・確立に努めております。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの利益を保護し、利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取組み、お客さまの立場にたった業務運営を行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見や相談および苦情については、真摯に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めます。
3. 当金庫は、お客さまに関する情報につきまして、業務上必要な範囲内で、法令等に従って適切に取得し、安全に管理します。
4. 当金庫は、お客さまとの取引に関連する業務を外部業者に委託する場合は、お客さまの情報管理や対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当金庫は、当金庫との取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう必要かつ適切な措置を講じます。
6. その他、お客さまの保護及びお客さまの利便の向上のため必要と判断される業務の管理を適切かつ十分に行います。

※本方針において「お客さま」とは当金庫をご利用されている方及びご利用されようとしている方をいいます。

※お客さま保護等の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入れ、その他金融商品の販売、仲介、募集等の、お客さまと当金庫の間で行われる全ての取引をいいます。

利益相反管理方針

当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、以下の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

(1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

- ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

(2) その他、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異常な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

ガバナンスについて

当金庫は、コンプライアンスとリスク管理を2本の柱として、ガバナンス体制（内部統制）を構築しております。健全なガバナンス体制を組織に定着させるため、コンプライアンス（法令等遵守）を統括する法務部と、金庫全体の業務運営やリスク管理を統括する部門である総合企画部、及び独立性が確保された内部監査部署である監査部を専担部署とし、組織を統括する体制としております。

- 総代会 総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。詳細につきましては13ページ「総代会制度」をご覧ください。
- 理事会 理事会は、金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督します。理事会は、法令又は定款の他、理事会規定に基づき運営されます。
- 常務会 常務会は常勤理事で構成され、経営の基本的理念に基づいて、その全般的な執行方針を確立するため、経営に関する重要な事項を審議し、併せて業務執行の全般的統制を行うことを任務とします。
- 監事会 監事会は、員外監事（信用金庫法第32条第5項に規定）2名を含む3名で構成され、独立の機関として理事の職務執行を監査することにより、会計監査に加え業務監査を実施しております。

情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）

① 基本方針策定の目的

唐津信用金庫（以下「当金庫」という。）は金融機関としての社会的責任を果たすため、当金庫が保有する情報資産（以下「情報資産」という。）を適切に保護し管理しなければなりません。万が一にも情報資産の漏洩、紛失、不正使用、改ざん（以下「漏洩等」という。）が行われ、または情報システムが災害、故障その他の理由により停止した場合には、当金庫の業務遂行に重大な影響が及ぶことはもとより、企業イメージが低下し信用が失墜することにより当金庫に多大な損失がもたらされ、地域の中小企業者や住民の方々にご迷惑をおかけすることになります。このため当金庫は情報資産の安全対策に関する基本方針として、情報資産保護に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）を定めました。

② 基本方針の位置付け

本基本方針は、情報資産の保護に関する諸規程の最上位に位置するものであり、情報資産保護のための具体的施策に関しては安全対策基準をはじめとする関連規程・規則に定めるものとします。

③ 役職員の責務

当金庫の役職員（時間労働者、派遣社員、短期労働者を含む。以下において同じ。）は本基本方針が有効に機能するように努めなければならない。

④ 管理体制

情報セキュリティの統括責任者として、情報セキュリティ担当役員を置き、情報セキュリティの維持管理を当金庫全体で統一的行う体制を整備しています。

⑤ 監査態勢

情報資産が適切に保護・管理されていることを確認するため、監査部門による検証を行うこととしており、検証結果を情報セキュリティ統括責任者へ報告する態勢になっております。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

宣言文については当金庫のホームページ（<http://www.karashin.co.jp>）にも掲載しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への対応

唐津信用金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を未然に防止するため「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、引き続き一層の取り組み強化に努める方針です。

これに基づき、お客様とのお取引の内容、状況等に応じて追加での確認をお願いする場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

唐津信用金庫における 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または法務部で受け付けています。

- 1 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

唐津信用金庫 法務部	
住所：唐津市大名小路310-35	
TEL：0955-73-2105 FAX：0955-74-5414	
受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）	
受付媒体：電話、手紙、FAX、面談	

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 4 当金庫のほか、（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記法務部にご相談ください。

（しんきん相談所）

	全国しんきん相談所 （（一社）全国信用金庫協会）	九州北部地区しんきん相談所 （（一社）九州北部信用金庫協会）
1. 住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-10-4
2. 電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
3. 受付時間	信用金庫営業日 9:00～17:00	信用金庫営業日 9:00～17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

- 5 福岡弁護士会のほか、東京弁護士会等が設営運営する相談センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当金庫連絡先「法務部」または上記「しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

（福岡県弁護士会仲裁センター等）

名 称	天神弁護士センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12（南天神ビル内）
電話番号	092-741-3208
受付時間	月～金9:00～19:00 土日祝日9:00～13:00

名 称	北九州法律相談センター
住 所	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2（北九州弁護士会館内）
電話番号	093-561-0360
受付時間	月～金9:30～12:30、13:30～15:30

名 称	久留米センター
住 所	〒830-0021 久留米市篠山町11-5（筑後弁護士会館内）
電話番号	0942-30-0144
受付時間	月～金10:00～11:30、13:00～16:00

（東京弁護士会等）

名 称	東京弁護士会紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く）9:30～12:00、13:00～15:00

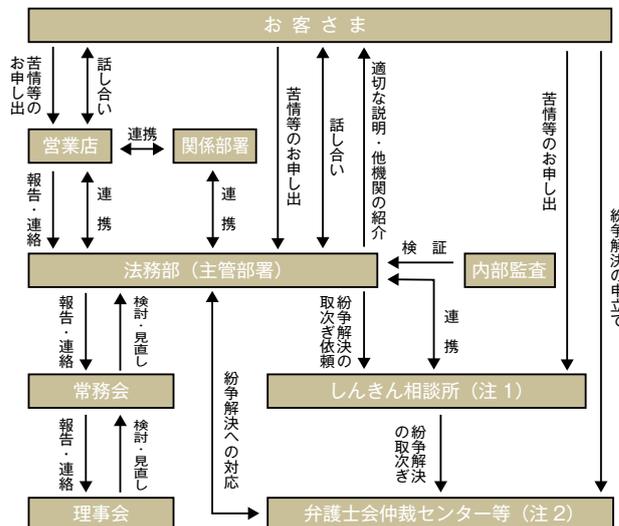
名 称	第一東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く）10:00～12:00、13:00～16:00

名 称	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く）9:30～12:00、13:00～17:00

- 6 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、法務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
[全信協注：規定例第6条第1項をもとに作成。]
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および法務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を法務部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講ずることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



（注1）しんきん相談所▶全国しんきん相談所・九州北部地区しんきん相談所
（注2）弁護士会仲裁センター等▶福岡県弁護士会仲裁センター・東京弁護士会紛争解決センター
・第一東京弁護士会仲裁センター・第二東京弁護士会仲裁センター

主要な業務内容の紹介

協同組織の地域金融機関である唐津信用金庫は、地域の中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融・情報サービスを提供するため、小口多数取引に徹した事業活動をきめ細かに展開しています。

また、多様化する地域の皆様のニーズにお応えすべく、商品性、サービス内容の充実にも努めています。

預金業務

会員のみならず会員以外の皆様からも広く預金を受け入れて、着実な資産づくりをお手伝いしております。特に主力としている「定期積金」は、毎月お客様を訪問し集金を行うことでお客様のご要望をお伺いし、また各種情報のご提供を行うなど、非価格サービスの提供に努めています。

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金 等を取り扱っております。

貸出業務

地域の皆様の様々な資金ニーズに幅広くお応えできるよう、当金庫ならではの商品を数多くご用意しております。事業主の皆様のご期待にお応えし、豊富に資金を還元、ご利用頂いております。また個人のお客様には各種消費者ローンを取り揃え、豊かな生活実現のお役にたたせて頂いております。

取扱貸出：(イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(ロ) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

当金庫の各店舗は、全国信用金庫データ通信システム、全国銀行データ通信システム等による為替網を通じて、全国の信用金庫はもとより、銀行等の民間金融機関とオンラインで結ばれており、迅速かつ安全にご利用頂くことができます。

附帯業務

当金庫ではその他にも以下のような業務を通してきめ細かなサービスに努めています。

(1) 代理業務

日本銀行歳入代理店、信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、一般社団法人しんさん保証基金、西日本建設業保証(株)、その他

(2) 地方公共団体の公金取扱業務

(3) 保護預かり及び貸金庫業務

(4) 債務の保証

(5) 国債等公共債の引受け・窓口販売等の証券業務

(6) 保険商品の窓口販売 (保険業法第275条第1項により行う保険募集)

(7) スポーツ振興くじの販売・払戻業務

(8) 電子債権記録業に係る業務

皆様の金融機関として何なりとお気軽にご相談下さい。

事業・サービスのご案内

預金

種類	ご利用いただける方	内容	お預け入れ期間	お預け入れ額	
普通預金	個人および法人のおお客様	給与・年金などのお受取り、公共料金の自動支払い、インターネットサービスなど便利に利用できます。キャッシュカードを作成する事でATMからのお引き出しが可能です。	お出し入れ自由	1円以上	
普通預金（総合口座）	個人のおお客様 (20歳以上)	1冊の通帳に普通預金と定期性預金をセットしたものです。普通預金の機能に加え、セットされた定期預金・積金の合計90%または300万円のうちのいずれか少ない金額までの自動融資がご利用できます。	お出し入れ自由	普通預金は1円以上	
決済性預金 (普通預金無利息型)	個人および法人のおお客様	預金保険制度により全額保護される、無利息型の普通預金です。	お出し入れ自由	1円以上	
貯蓄預金	個人のおお客様	5段階の残高（①10万円未満②10万円以上③30万円以上④50万円以上⑤100万円以上）毎に決められた利率が適用されます。	お出し入れ自由	1円以上	
納税準備預金	個人および法人のおお客様	納税のための準備預金で、租税納付にあてる場合に限り非課税となります。	お預け入れは自由 お払出しは租税納付時	1円以上	
当座預金	個人および法人のおお客様	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。	お出し入れ自由	1円以上	
通知預金	個人および法人のおお客様	まとまった資金の短期間の運用に便利な預金です。	7日間以上	1円以上	
定期預金	スーパー定期預金	個人および法人のおお客様	まとまった資金の運用に便利な預金です。季節毎にキャンペーンも行っています。	1カ月以上5年以内	1円以上
	大口定期預金	個人および法人のおお客様	大口資金の運用に最適で、有利な利回りの預金です。	1カ月以上5年以内	1,000万円以上
	期日指定定期預金	個人のおお客様	お利息は1年ごとの複利計算で、お預け入れ日の1年経過後からいつでもお引き出しが可能です。	1年～3年	1円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	個人および法人のおお客様	お預け入れ後6カ月毎に、市場の金利変動に応じて利率が変動する預金です。	1年・2年・3年	1,000円以上
	年金受給者専用定期預金（福寿）	個人のおお客様	当金庫で公的年金を受給されているお客様、または新たに1年以内に年金受給予定の方を対象に、金利を上乗せする預金です。	1年	1円以上～ 300万円以下
	退職金専用定期預金	個人のおお客様	退職金を受取られてから1年以内に、新規でご契約いただける方対象に、金利を上乗せする預金です。当金庫で公的年金のお受取りを指定していただける方には更に金利が上乗せとなります。	1年	100万円～ 退職金受取金額の 範囲内
定期積金	個人および法人のおお客様	毎月一定日に一定金額を積立てていただく預金です。	1年以上5年以下	1,000円以上	
子育て支援定期積金 (すくすく)	個人のおお客様	大学生以下の就学者または乳幼児の方を対象に、金利を上乗せする積立預金です。	2年・3年・4年・5年	1,000円以上	

個人ローン関連

種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間
カードローン	お使い道ご自由で便利なカードです。必要な時に必要な分だけご利用いただけます。	10万以上500万円以内	1年・2年・3年※自動更新
教育カードローン	在学期間中の様々な教育資金ニーズに対応し、必要な時に必要な分だけご利用いただけます。卒業後は証書貸付へ移行し毎月分割返済となります。	50万以上500万円以内	カードローン5年以内(1年自動更新) 証書貸付3カ月以上10年以内
カーライフプラン	新車・中古車・バイク・自転車や車検・借換えなどの様々なカーライフにご利用いただけます。	1,000万円以内	3カ月以上10年以内
フリーローン	お使い道ご自由です。趣味やレジャー・ショッピングなどの生活プランからおまとめ資金まで、様々な場面でご利用いただけます。	1,000万円以内	3カ月以上10年以内
シニアライフローン	当金庫に年金を受給される方が対象で、車購入や旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	100万円以内	3カ月以上10年以内
教育プラン	入学金や授業料をはじめ、教材費や下宿費用、留学費用や借換資金などにご利用いただけます。	1,000万円以内	3カ月以上16年以内
住宅ローン	住宅の新築・購入・リフォーム・借換資金から土地の購入、住宅ローン利用に伴う諸費用などご利用いただけます。	1億円以内	35年以内
無担保住宅ローン	自宅の購入・リフォーム・借換資金など住宅資金全般にご利用いただけます。	1,500万円以内	3カ月以上20年以内
リフォームプラン	住宅のリフォーム・車庫の設置・バリアフリー工事などにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
農業従事者さま専用ローン	農業従事者さま専用ローンで農業事業に関する資金や生活費などにもご利用いただけます。	500万円以内	3カ月以上10年以内
福祉プラン	介護用機器・老人ホーム入居一時金・借換資金など福祉に伴う資金全般にご利用いただけます。	500万円以内	3カ月以上10年以内
がん先進医療ローン	がん先進医療の治療費（技術料）の費用	300万円以内	3カ月以上7年以内
職域サポートローン	当金庫と「職域サポート契約」を締結頂いている提携事業所にお勤めの皆さまが対象となり、各種ローンのご相談時に金利・保証料等を引下げた商品のご利用ができる制度です。		

中小企業・個人事業主

種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間
事業者カードローン	法人および個人事業者対象のカードローンです。急な事業に必要な資金もカードで便利にご利用いただけます。	500万円以内	2年（更新型）
割引手形	一般商業手形の割引きをいたします。		
手形貸付	運転資金など短期資金をご融資いたします。		
証書貸付	設備資金など長期資金が必要な時にご融資いたします。		
各種制度融資	佐賀県、福岡県などの有利な制度融資をお取り扱いしております。		
代理業務	信金中央金庫、住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構などの代理業務を取扱っております。		

その他業務

商品名	しくみと特色
保険代理店業務	生命保険（終身保険・介護保険・医療保険）等を取扱っております。 損害保険（住宅ローン関連の火災保険・傷害保険・業務災害保険）等を取扱っております。
クラウドファンディング	専用のインターネットサイトを通じて、共感した人から広く資金を集める方法です。目標金額達成後、支援者にはお返しをしません。（提携先：READYFOR）
サッカーくじ（totoくじ）	当選金の払戻業務を行っております。（本店営業部のみ）



無担保住宅ローン



カーライフプラン



ユーティリティー



退職金定期預金



地域応援定期

沿革

昭和 4年 9月	産業組合法に基づく「有限責任唐津町信用販売購買組合」発起人会開催	平成12年 3月	デビットカードサービス取扱開始
12月	同上成立、呉服町に事務所を置く	7月	まいづるショッピングプラザに店外ATM設置
昭和 7年 2月	事務所を朝日町(現朝日町支店所在地)に移転	平成13年 3月	スポーツ振興くじ (toto) 払戻業務取扱開始
7月	販売購買部門を廃し「有限責任唐津市信用組合」に変更	4月	火災保険等損害保険の窓口販売開始
昭和 8年 3月	名称を「有限責任信用組合唐津庶民金庫」に変更	平成15年 9月	七山出張所を浜崎支店へ統合
昭和16年 9月	東出張所(東唐津)西出張所(西唐津)を新設	平成16年11月	「決済用普通預金」取扱開始
昭和18年 8月	市街地信用組合法に基づく「唐津信用組合」に組織変更	平成17年 3月	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とのATM利用提携
昭和24年10月	内町支店(木綿町)新設、東出張所を廃止	平成18年 7月	印鑑照合システム全店稼働開始
昭和25年 4月	西出張所を西唐津支店と改称	9月	「唐津市の観光振興への提言」を刊行し報告会を開催
昭和26年10月	信用金庫法施行により「唐津信用金庫」に組織変更	11月	朝日町支店新築
昭和27年 7月	浜崎支店開設	平成19年 8月	自動体外除細動器(AED)を本店営業部に設置
昭和28年 8月	相知支店開設	平成20年 6月	イオン銀行とATM利用提携
昭和37年11月	本店を朝日町より大手口(旧市役所跡)に移転、内町支店を廃止し旧本店は朝日町支店として存続	8月	経済にかかる教育教材DVDを唐津市内の小学校へ提供
昭和38年11月	七山出張所新設	10月	ICキャッシュカード(含む生体認証)の発行を開始
昭和40年 6月	相知支店新築移転	12月	携帯電子マネーチャージサービス、ネット口座振替受付サービス開始
昭和41年 6月	営業地区に二丈町を追加	平成21年 8月	「中小企業等金融円滑化法」対応開始
昭和44年 7月	朝日町支店新築	平成22年 3月	退職金専用定期預金 取扱開始
昭和45年 5月	営業地区に糸島郡を追加	5月	からつしんきんビジネスクラブ 発足
昭和48年 6月	営業地区に「佐賀県一円及び糸島郡」を追加	7月	信用金庫業界勘定系システムハード集約
昭和49年10月	新本店落成、現位置	平成23年 1月	TKC九州会「経営支援計画策定支援サービス」取扱開始
昭和50年12月	第1次オンラインシステム稼働開始	平成24年11月	経営革新等支援機関(認定支援機関)の認定を受ける
昭和53年11月	和多田支店新設	平成26年 8月	日本政策金融公庫と業務連携・協力に関する覚書を締結
昭和54年10月	西唐津支店新築移転	平成27年 4月	佐賀県内4信用金庫にて「大規模災害時における相互支援に係る協定書」締結
昭和56年10月	第2次オンラインシステム稼働開始	平成28年 8月	「唐津市」と地方創成包括連携協定締結
昭和57年10月	町田支店新設	平成29年 1月	「佐賀県事業引継ぎ支援センター・佐賀県事業承継支援センター」と業務提携・協力に関する覚書締結
12月	七山出張所新築移転	2月	呼子支店を本店営業部へ統合
昭和59年 1月	証券業務取扱開始	3月	障害者差別解消法に配慮したATM(ユニバーサルデザイン)を全店導入
昭和60年12月	日本銀行と当座勘定取引開始	5月	「佐賀県中小企業同友会」と中小企業支援に関する覚書を締結
昭和61年 5月	浜崎支店新築移転	7月	「公益財団法人佐賀県地域産業支援センター」と業務連携・協力に係る包括連携協定を締結
12月	日銀歳入代理店に指定	平成30年11月	日本政策金融公庫と協調商品「創業・事業承継応援資金」を取扱開始
昭和63年 5月	第3次オンラインシステム稼働開始	平成31年 1月	キャッシュレス決済「Origami」の加盟店募集開始
平成 2年 9月	山本支店開設	2月	フィンテック企業「free株式会社」とAPI連携開始
平成 3年10月	両替商業務開始	令和 2年 1月	佐賀県、(株)バトonz及び県内8金融機関と「中小企業者の支援に関する協定」締結
平成 4年 6月	さかえ大黒天安置		創立90周年記念祝賀会開催
平成 5年10月	JR唐津駅に共同店外CDコーナー設置	8月	サーバーの隔地保管実施(BCP強化)
平成 7年 3月	まいづるスリーナインに店外ATM設置	令和 3年 1月	佐賀大学発ベンチャー企業(株)SA-GAとの業務提携(学校事務支援)
平成 8年 9月	オンラインシステムをポスト3次システムにレベルアップ		
10月	呼子支店開設		
平成 9年 2月	唐津市役所に店外ATM設置		
平成10年 1月	ポスト第3次システム9.5バージョンサービス開始		
4月	サンフレッシュに店外CDコーナー設置		
平成11年 3月	郵貯(現ゆうちょ銀行)自動機との利用提携		
6月	テレホンバンキングサービス開始		
9月	ジャスコ唐津店に店外ATMコーナー設置		

令和2年度主なるできごと

日 付	項 目
4月13日	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所に対する助成金制度の案内
4月17日	新型コロナウイルス感染拡大防止に係る営業体制の周知
5月 1日	城南信用金庫へ医療支援として「ハコデガード」を寄付
5月 2日 ~ 5月 6日	新型コロナウイルス感染症に関する「ゴールデンウィーク休日融資相談窓口」開催
5月29日	唐津市社会福祉協議会へ食品寄付(フードエイドからつ)
6月 1日 ~ 6月 2日	弥生、SBIビジネスソリューションズ、ミロク情報サービスとの連携開始
6月15日 ~ 8月31日	「2020サマーキャンペーン定期預金」取扱開始
6月15日	久留米大学学生へ食料品支援
6月18日	第77期通常総代会開催 於：当金庫本店
7月 1日	「しんきん生活資金支援ローン」取扱開始
8月10日	サーバーの隔地保管実施(BCP強化)
10月 1日 ~ 11月30日	しんきん経営者年金統一キャンペーン実施
10月 1日 ~ 2月26日	2020年度下期消費者ローン・カードローン増強キャンペーン
10月10日	ボーイズリーグ・少年野球チームへ野球ボールの寄贈
10月15日	事業承継円滑化支援事業(見える化支援)中間報告会
11月14日	虹の松原清掃活動
11月17日	全職員対象ハラスメント防止研修
12月 1日 ~ 1月29日	ウインターキャンペーン2020「地域応援定期預金」取扱開始
12月25日	唐津市社会福祉協議会へ食品寄付
12月28日	歳末助け合い募金
1月15日 ~ 2月15日	第14回顧客満足度調査の実施
1月19日	事業承継円滑化支援事業(見える化支援)最終報告会
1月21日	婦人バレーボールチームへバレーボールの寄贈
1月25日	佐賀大学発ベンチャー企業 (株)SA-GAとの業務提携(学校事務支援)
3月11日	九州北部しんきん事業承継ネットワーク 発足式
3月12日	佐賀県ベンチャーキャピタル等投資促進事業「Startup Boost SAGA」 合宿

信金中央金庫と 信用金庫のネットワーク

全国の信用金庫を会員とする信金中央金庫は、信用金庫の中央機関として信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせた、我が国有数の金融機関です。地方公共団体や地元企業、信用金庫取引先の中小企業、地域住民のみならず多様なニーズにお応えし、地域経済社会の繁栄に信用金庫と一体となり貢献しています。

また、信用金庫業界では、今まで以上に安心してお取引していただくために平成13年4月に「信用金庫経営力強化制度」を創設致しました。これは、「信金中金」が会員金庫の経営分析や経営相談、資本増強などで信用金庫を協力的にサポートする制度です。全国に広がる信用金庫と「信金中金」は固い絆で結ばれ、お互いを強化し合い日本の金融業界で確固たる地位を占めております。

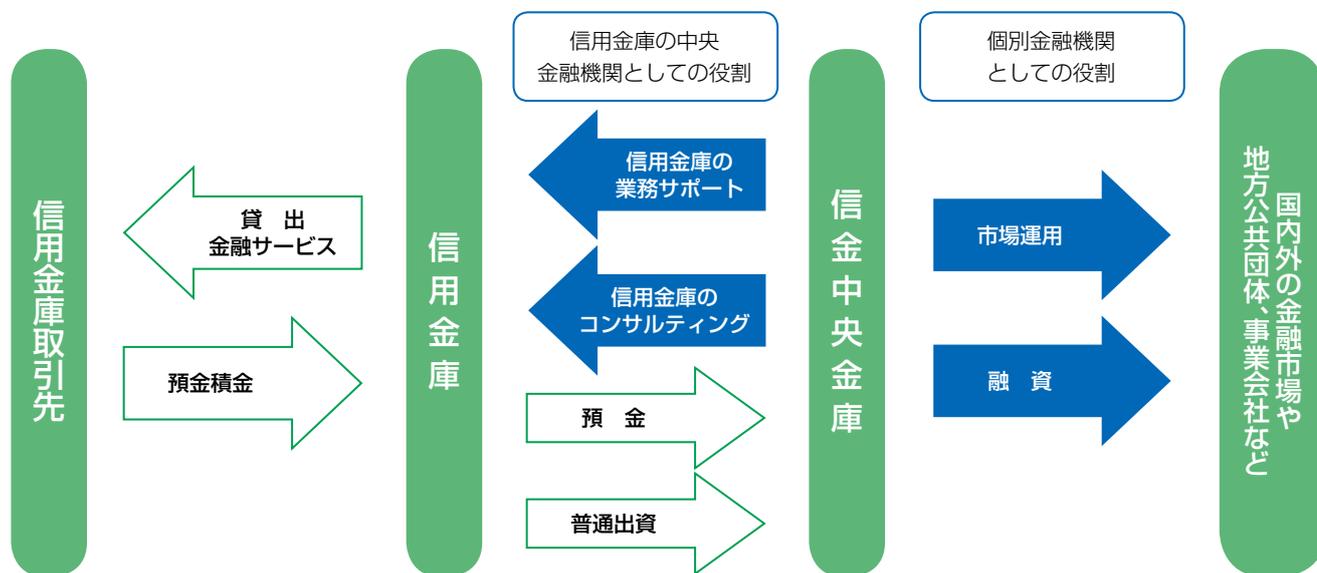
- ◎(株)しんきん信託銀行 ◎しんきん証券(株) ◎信金インターナショナル(株)
◎しんきんアセットマネジメント投信(株) ◎(株)しんきん情報システムセンター
◎信金キャピタル(株) ◎信金ギャランティ(株) 等

信用金庫業界は他にも下記の関連会社を有しています。
◎しんきん保証基金 ◎信金中金ビジネス(株) 等

信金中央金庫ホームページ <http://www.shinkin-central-bank.jp/>



信金中央金庫本店



信用金庫	
金庫数	254 金庫
預金量	155 兆円
店舗数	7,181 店舗
役職員数	10 万 3 千人
会員数	909 万人

信金中金	
資金量	35 兆円
拠点数	国内 14 店舗 海外 6 拠点
役職員数	1,248 人
会員数	254 金庫



資料編

<営業の状況>

貸借対照表／損益計算書／剰余金処分計算書

直近の5事業年度における主要な事業の状況

経常収益／経常利益／当期利益／出資総額・総口数／純資産額／総資産額／
預金積金残高／貸出金残高／有価証券残高／単体自己資本比率／出資に対する配当金／職員数

直近の2事業年度における事業の状況

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務粗利益率／資金運用収支・役員取引等収支・その他業務収支
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高・利息・利回り・資金利鞘
受取利息及び支払利息の増減／総資産経常利益率／総資産当期純利益率

預金に関する指標

預金の平均残高／金利区分毎の定期預金残高

貸出金等に関する指標

科目別の平均残高／金利区分毎の残高／担保別残高／使途別・業種別残高、構成比
預貸率の期末・期中値

有価証券に関する指標

種類別残高／預証率の期末・期中値

貸出金リスク管理債権の状況

貸倒引当金の期末残高・期中増減額／貸出金償却の額

自己資本の充実の状況

有価証券・金銭の信託等の時価、評価損益／デリバティブ取引等の状況

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
 (追加情報) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は、当面の間は続くものと想定し、特に当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると認識しています。

このような状況下において、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して債務者区分を決定しています。

当該仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の状況や経済への影響が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11~13年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により定分した額を(それぞれ発生年度から)費用処理

8-2. (1) 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)	
年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和2年3月分)	0.0747%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金12百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

(2) 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。

連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該企業年金制度は第1給付部分(共通給付部分)と第2給付部分(事業所給付部分)とで構成されております。)

なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況および第1給付の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①第1給付部分の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)	
年金資産の額	65百万円
年金財政計算上の数理債務の額	65百万円
差引額	0百万円
②第1給付部分に占める当金庫の拠出割合(令和2年3月分)	1.694%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利金等定率償却であります。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 546百万円

(2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①見積り金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「貸借対照表 注6.」に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も踏まえ、当金庫は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映し、貸倒引当金を計上しております。

②見積りの算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後当面の間は続くものと想定し、特に当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

③翌年度の財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 24百万円

14. 有形固定資産の減価償却累計額 1,284百万円

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両、パソコン、LAN設備等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は20百万円、延滞債権額は2,388百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は211百万円であり、

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,621百万円であり、

なお、16. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は77百万円であり、

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券/国債	103百万円-日本銀行歳入代理店契約に基づく担保
預け金/定期預金	2,000百万円-為替決済保証金
預け金/定期預金	4,500百万円-信金中借入金にかかる担保
担保資産に対応する債務	
借入金	3,771百万円

21. 出資1口当たりの純資産額 7,316円23銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に對する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審査・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営会議及びALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部および総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議及びALM委員会の方針に基づき、常務会、理事会の監督の下、資金運用規程に従って行っております。

このうち、総務部および総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、資産勘定においては「有価証券」、「預け金」、「貸出金」であり、負債勘定においては「預金積金」、「借入金」が対象となります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、四半期毎にVaRを用いて市場リスク量を計測し、定量分析を行っております。

当金庫のVaRは分散共分散法を用いており、計測の前提条件を保有期間3カ月、信頼区間99%、観測期間5年で算出しております。

令和3年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で669百万です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	17,055	17,073	18
(2) 有価証券	25,927	25,926	△1
満期保有目的の債券	100	98	△1
その他有価証券	25,827	25,827	—
(3) 貸出金(*1)	52,763		
貸倒引当金(*2)	△546		
	52,217	52,562	345
金融資産計	95,200	95,561	362
(1) 預金積金(*1)	90,536	90,562	26
(2) 借入金(*1)	3,771	3,789	17
金融負債計	94,307	94,351	43

(*1) 貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利をベースとしたスポットレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①、②の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外の債権については、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計金額を同様の新規貸出しを行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	10
その他証券	0
合 計	10

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	5,500	665	1,510	900
貸出金(*2)	6,982	18,045	12,957	11,987
有価証券	2,581	10,918	9,674	396
満期保有目的	—	—	—	100
その他有価証券のうち満期があるもの	2,581	10,918	9,674	296
合計	15,063	29,628	24,141	13,283

(*1) 預け金のうち、期限の定めのないものは、含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、延滞、期流れおよび期限の定めのないものは、含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	30,372	13,575	126	77
借入金	1,783	1,136	845	7
合計	32,156	14,711	971	84

(*) 預金積金のうち要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「外国証券」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	外国証券	100	98	△1
合 計		100	98	△1

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	144	89	55
	債券	12,476	12,200	275
	国債	3,273	3,219	53
	地方債	3,417	3,349	68
	社債	5,784	5,631	153
	外国証券	897	870	26
	その他	4,835	4,516	319
	小 計	18,353	17,676	677
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	97	103	△5
	債券	802	803	△1
	地方債	199	200	△0
	社債	603	603	△0
	外国証券	913	925	△11
	その他	5,660	5,848	△188
	小 計	7,474	7,680	△206
合 計		25,827	25,357	470

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
そ の 他	597	97	—
合 計	597	97	—

27. 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,782百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が6,030百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	100 百万円
退職給付引当金	49
繰越欠損金	20
その他	60
繰延税金資産小計	230
評価性引当額	△218
繰延税金資産合計	13
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	126
繰延税金負債合計	126
繰延税金負債の純額	113 百万円

2. 損益計算書の注記

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額107円29銭

損益計算書

(単位：千円)

勘定科目	令和2年3月31日	令和3年3月31日
経常収益	1,749,005	1,553,327
資金運用収益	1,548,308	1,328,117
貸出金利息	965,184	972,042
預け金利息	18,216	19,995
有価証券利息配当金	555,710	326,464
その他の受入利息	9,196	9,614
役務取引等収益	123,912	121,322
受入為替手数料	55,419	56,412
その他の役務収益	68,492	64,909
その他業務収益	3,539	6,356
外国通貨売買益	—	—
国債等債券売却益	751	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	2,788	6,356
その他経常収益	73,245	97,531
株式等売却益	72,336	97,380
金銭の信託運用益	—	—
償却債権取立益	—	—
貸倒引当金戻入益	—	—
その他の経常収益	908	150
経常費用	1,388,291	1,502,662
資金調達費用	47,880	31,027
預金利息	40,161	24,080
給付補填備金繰入額	920	855
借用金利息	5,844	5,090
その他の支払利息	954	1,001
役務取引等費用	202,602	203,644
支払為替手数料	20,576	20,183
その他の役務費用	182,025	183,460
その他業務費用	2,979	341
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	95	—
国債等債券償還損	2,845	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	39	341
経費	1,040,683	1,026,377
人件費	673,062	663,583
物件費	351,836	345,431
税金	15,785	17,361
その他経常費用	94,145	241,272
貸倒引当金繰入額	48,551	224,989
貸出金償却	—	10
株式等償却	17,090	—
株式売却損	260	7
固定資産処分損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他の経常費用	28,242	16,264
経常利益	360,713	50,664
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	44,564	—
固定資産処分損	—	—
減損損失	44,564	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期利益	316,149	50,664
法人税、住民税及び事業税	991	536
法人税等調整額	2,000	—
当期純利益	313,157	50,128
前期繰越金	823,515	1,129,693
当期末処分剰余金	1,136,673	1,179,821

注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	1,136,673,357	1,179,821,514
特別積立金取崩額	—	—
合計	1,136,673,357	1,179,821,514
剰余金処分額	6,980,273	6,962,060
法定準備金	—	—
出資に対する配当金	6,980,273	6,962,060
役員賞与金	—	—
特別積立金	—	—
次期繰越金	1,129,693,084	1,172,859,454

会計監査人の監査報告書

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

財務諸表の適正性に係る確認書謄本

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等についての適正性・有効性等を確認しております。

令和3年6月18日

唐津信用金庫
理事長 落合 正利 印

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定し、そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬につきましては、監事会により決定しております。

【賞与】

非常勤を含む全役員の賞与につきましては、業績等を勘案のうえ毎期引当金を計上し、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の承認を得た後、支払うこととしております。

【役員退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに關して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	73

(注) ①対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

②上記の内訳は、「基本報酬」63百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。なお、令和2年度は「賞与」は支払っておりません。また、「退職慰労金」は当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の金額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) ①対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

②「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

③令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な事業の状況

1. 最近5年間の主要な経営指標の推移

主要勘定	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	1,412,446 千円	1,437,521 千円	1,418,012 千円	1,749,005 千円	1,553,327 千円
経常利益	60,933 千円	151,997 千円	134,232 千円	360,713 千円	50,664 千円
当期純利益	62,293 千円	138,360 千円	131,655 千円	313,157 千円	50,128 千円
出資総額	236,509 千円	235,893 千円	234,220 千円	233,281 千円	232,412 千円
出資総口数	473,018 口	471,786 口	468,440 口	466,562 口	464,824 口
純資産額	2,922 百万円	2,899 百万円	3,247 百万円	3,299 百万円	3,393 百万円
総資産額	84,848 百万円	87,972 百万円	88,418 百万円	92,444 百万円	98,332 百万円
預金積金残高	79,317 百万円	82,186 百万円	81,934 百万円	85,863 百万円	90,536 百万円
貸出金残高	43,262 百万円	45,205 百万円	47,288 百万円	48,666 百万円	52,763 百万円
有価証券残高	24,684 百万円	23,843 百万円	23,980 百万円	22,505 百万円	25,938 百万円
単体自己資本比率	8.20 %	8.02 %	7.96 %	8.16 %	8.24 %
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	20 円	20 円	20 円	15 円	15 円
役員数	11 人	11 人	12 人	12 人	11 人
(うち常勤役員数)	5 人	5 人	6 人	6 人	6 人
職員数	99 人	97 人	93 人	94 人	94 人
会員数	8,525 人	8,572 人	8,609 人	8,648 人	8,693 人

2. 2期事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(業務粗利益)

(単位：千円)

勘定科目	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	1,500,427	1,297,090
資金運用収益	1,548,308	1,328,117
資金調達費用	47,880	31,027
役員取引等収支	△ 78,689	△ 82,321
役員取引等収益	123,912	121,322
役員取引等費用	202,602	203,644
その他業務収支	559	6,015
その他業務収益	3,539	6,356
その他業務費用	2,979	341
業務粗利益	1,422,297	1,220,783
業務粗利益率	1.55%	1.24%

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務のみ取扱っております。

(業務純益)

(単位：千円)

勘定科目	令和元年度	令和2年度
業務純益	392,911	204,212
実質業務純益	399,525	210,836
コア業務純益	401,714	210,836
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	77,290	147,912

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととして
います。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩
額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償
還損、国債等債券償却を通算した損益です。

(資金運用収支の内訳)

勘定科目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	91,581 百万円	1,548,308 千円	1.69 %	98,419 百万円	1,318,820 千円	1.34 %
うち貸出金	48,148	965,184	2.00 %	51,668	972,042	1.88 %
うち預け金	20,476	18,216	0.08 %	21,681	19,995	0.09 %
うち有価証券	22,404	555,710	2.48 %	23,993	326,464	1.36 %
資金調達勘定	90,672	47,880	0.05 %	97,245	29,173	0.03 %
うち預金積金	87,843	40,161	0.04 %	94,739	24,936	0.02 %
うち借入金	2,764	5,844	0.21 %	2,439	5,090	0.20 %

(注) 1. 金運用勘定は運用勘定計から無利息預け金の平均残高(令和元年度12百万円、令和2年度9百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務のみ取扱っております。

(利鞘)

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回	1.69	1.34
資金調達原価率	1.18	1.07
総資金利鞘	0.51	0.27

(受取・支払利息の増減)

(単位：千円)

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減額	残高による増減	利率による増減	純増減額
受取利息	35,911	263,507	299,418	81,947	△ 302,138	△ 220,191
うち貸出金	45,364	△ 28,616	16,748	38,250	△ 31,392	6,858
うち預け金	6,300	△ 11,632	△ 5,332	569	1,210	1,779
うち有価証券	△ 15,482	303,755	288,273	42,710	△ 271,956	△ 229,246
支払利息	1,500	△ 2,510	△ 1,010	2,300	△ 19,153	△ 16,853
うち預金積金	495	△ 2,510	△ 2,015	3,007	△ 19,153	△ 16,146
うち借入金	1,005	0	1,005	△ 707	0	△ 707

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務のみ取扱っております。

利益率

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.39	0.05
総資産当期純利益率	0.34	0.05

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

預貸率

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度
期末預貸率	56.67	58.27
期中平均預貸率	54.81	54.53

(注) 1. 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100
2. 国内業務部門のみの取扱となっております。

経費の状況について

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度
人件費	673,062	646,867
報酬給料手当	515,092	503,281
退職給付費用	73,868	68,613
その他	75,721	74,972
物件費	351,836	345,431
事務費	165,735	161,912
(うち旅費・交通費)	3,560	473
(うち通信費)	16,192	15,940
(うち事務機械賃借料)	10,725	8,663
(うち事務委託費)	107,049	107,828
固定資産費	72,259	70,568
(うち土地建物賃借料)	5,254	5,269
(うち保全管理費)	40,421	42,772
事業費	53,231	43,458
(うち広告宣伝費)	14,141	12,378
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	25,473	15,325
人事厚生費	9,354	15,205
減価償却費	23,812	26,624
その他	27,422	27,663
税金	15,785	17,361
合計	1,040,683	1,009,659

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
流動性預金	37,466	44,199
うち有利息預金	34,454	40,807
定期性預金	47,423	47,857
うち固定金利定期預金	46,453	47,152
うち変動金利定期預金	970	704
その他	2,954	2,683
計	87,843	94,739
譲渡性預金	—	—
合計	87,843	94,739

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門のみの取扱となっております。

固定・変動金利定期預金残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
定期預金	44,216	41,562
固定金利定期預金	43,284	40,985
変動金利定期預金	932	576
その他	—	—

貸出金に関する指標

貸出金平均残高

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
手形貸付	1,420	1,446
証書貸付	43,949	47,626
当座貸越	2,623	2,470
割引手形	155	125
合計	48,148	51,668

(注) 国内業務のみの取扱となっています。

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
固定金利	17,786	20,691
変動金利	30,880	32,072
合計	48,666	52,763

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	403	334
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	8,622	8,630
その他	—	—
小計	9,026	8,965
信用保証協会・信用保険	11,953	15,991
保証	13,888	14,789
信用	13,798	13,016
合計	48,666	52,763

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	23	19
その他	—	—
小計	23	19
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	0	0
信用	93	2
合計	117	23

貸出金用途別残高

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	9,962	20.47%	9,866	18.70%
運転資金	15,435	31.72%	18,662	35.37%
その他	23,268	47.81%	24,234	45.93%
合計	48,666	100.00%	52,763	100.00%

業種別残高

(単位：百万円)

業種	令和元年度			令和2年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	64	1,719	3.5%	59	1,881	3.5%
農業、林業	19	198	0.4%	22	176	0.3%
漁業	5	52	0.1%	5	75	0.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	31	0.0%	2	34	0.0%
建設業	159	2,307	4.7%	163	2,956	5.6%
電気、ガス・熱供給、水道業	8	428	0.8%	7	437	0.8%
情報通信業	2	120	0.2%	3	93	0.1%
運輸業、郵便業	18	506	1.0%	20	522	0.9%
卸売業、小売業	211	3,240	6.6%	215	3,914	7.4%
金融業、保険業	9	311	0.6%	10	475	0.9%
不動産業	101	4,845	9.9%	111	5,084	9.6%
物品賃貸業	1	0	0.0%	1	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	11	117	0.2%	12	114	0.2%
宿泊業	13	469	0.9%	17	672	1.2%
飲食業	106	761	1.5%	148	1,274	2.4%
生活関連サービス業、娯楽業	50	1,253	2.5%	59	1,794	3.4%
教育、学習支援業	3	87	0.1%	3	109	0.2%
医療、福祉	33	717	1.4%	32	877	1.6%
その他のサービス	81	1,001	2.0%	91	1,130	2.1%
小計	896	18,171	37.3%	980	21,627	40.9%
地方公共団体	2	7,036	14.4%	2	6,781	12.8%
個人(住宅、消費、納税資金等)	7,079	23,457	48.1%	6,734	24,354	46.1%
合計	7,977	48,666	100.0%	7,716	52,763	100.0%

業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区分	年度	期首残高	当期増加額	当期減少		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	33	40	0	33	40
	令和2年度	40	46	0	40	46
個別貸倒引当金	令和元年度	250	292	0	250	292
	令和2年度	292	499	11	281	499
合計	令和元年度	284	332	0	284	332
	令和2年度	332	546	11	321	546

貸出金の償却

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却	—	—

リスク管理債権の引当・保全状況

令和2年度のリスク管理債権の状況は以下の通りとなっております。リスク管理債権とは、一般的に「不良債権」といわれているものです。しかし、下表の通り大半が回収可能な担保などで保全されており、また回収不能と判断されるものについても、貸倒引当金を引き当てるなどの手当てを行っております。今後も皆様のあたたかいご理解を賜りつつ、経営体質の強化につとめる所存でございます。

(単位：百万円)

区 分		残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率 (%)
破綻先債権	令和元年度	67	60	7	100.0%
	令和2年度	20	13	7	100.0%
延滞債権	令和元年度	2,055	1,686	284	95.9%
	令和2年度	2,388	1,814	491	96.5%
3カ月以上延滞債権	令和元年度	2	2	0	100.0%
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	142	74	3	54.2%
	令和2年度	211	53	3	26.5%
合 計	令和元年度	2,267	1,822	294	93.3%
	令和2年度	2,621	1,881	502	90.9%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は返済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
 ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

令和2年度の「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下金融再生法）に基づく資産査定状況は以下の通りとなっております。

なお、金融再生法による開示債権とリスク管理債権との差異は、リスク管理債権は対象債権が貸出金のみであることに対し、当開示債権は貸出金の他全ての債権（支払承諾見返・仮払金・未収利息等）が対象とされていることが主であり、この対象債権の範囲の差異を除くと、ほぼ同一の債権をあらわしております。

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による 回収見込額 (C)		貸倒引当金 (D)	保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A - C)
				担保・保証等による 回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)			
金融再生法上の不良債権	令和元年度	2,272	2,119	1,823	295	93.3%	65.7%	
	令和2年度	2,623	2,386	1,884	502	91.0%	67.9%	
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和元年度	233	233	197	36	100.0%	100.0%
		令和2年度	333	333	110	223	100.0%	100.0%
	危険債権	令和元年度	1,893	1,806	1,550	256	95.4%	74.6%
		令和2年度	2,077	1,995	1,719	275	96.1%	76.8%
要管理債権	令和元年度	144	80	76	3	55.6%	4.4%	
	令和2年度	211	57	53	3	27.0%	1.9%	
正常債権	令和元年度	46,568						
	令和2年度	50,216						
合 計	令和元年度	48,840						
	令和2年度	52,839						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

有価証券に関する指標

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

種類	令和元年度	令和2年度
国債	3,335	3,273
地方債	3,433	3,617
社債	6,873	6,387
株式	219	252
外国証券	1,158	1,910
その他の証券	7,384	10,496
合計	22,404	25,938

預証率

	令和元年度	令和2年度
期末預証率	26.21%	28.64%
期中平均預証率	25.50%	25.32%

(注) 1. 預証率＝有価証券／(預金積金＋譲渡性預金)×100
2. 国内業務部門のみの取扱です。

商品有価証券

該当ございません

有価証券の残存期間別残高

令和元年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
国債		1,760	1,233	308				3,302
地方債		3,710	872	2,052	201			6,836
社債	701	2,438	1,427	623	1,219			6,409
株式							214	214
外国証券			415	97	389	464		1,367
その他証券	42	144	505	1,420	3,891		1,671	7,676
合計	744	8,054	4,455	4,502	5,701	464	1,885	25,808

令和2年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
国債	514	1,942	816					3,273
地方債	201	763	2,351			300		3,617
社債	1,811	1,428	1,419	1,618	109			6,387
株式							252	252
外国証券		706	424		568	396	319	2,416
その他証券	53	248	1,322	2,814		4,323	1,733	10,495
合計	2,581	5,089	6,333	4,433	5,302	396	2,305	26,443

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 該当ございません

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	200	199	▲0	100	98	▲1
合計		200	199	▲0	100	98	▲1

(注) 時価は、会計年度末日の市場価格等に基づく価格です。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	116	90	26	144	89	55
	債券	12,667	12,299	367	12,476	12,200	275
	国債	3,302	3,219	83	3,273	3,219	53
	地方債	3,434	3,349	85	3,417	3,349	68
	社債	5,930	5,731	199	5,784	5,631	153
	外国証券	417	406	10	897	870	26
	その他	5,447	5,208	239	4,835	4,516	319
	小計	18,649	18,005	644	18,353	17,676	677
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	87	101	▲14	97	103	▲5
	債券	579	603	▲24	802	803	▲1
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	99	100	▲0	199	200	▲0
	社債	479	503	▲24	603	603	▲0
	外国証券	750	799	▲49	913	925	▲11
	その他	2,228	2,385	▲156	5,660	5,848	▲188
	小計	3,645	3,890	▲245	7,474	7,680	▲206
合計	22,295	21,895	399	25,827	25,357	470	

(注) 時価は、会計年度末日の市場価格等に基づく価格です。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ございません

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	10	10
その他証券	0	0
合計	10	10

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません

2. 満期保有目的及びその他の金銭の信託

該当ございません

デリバティブ取引

該当ございません

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する開示事項

項 目	(単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	3,000	3,042
うち、出資金及び資本剰余金の額	233	232
うち、利益剰余金の額	2,774	2,817
うち、外部流出予定額 (△)	6	6
うち、上記以外に該当するものの額	—	—0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	40	46
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	40	46
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,040	3,089
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) の額の合計額	5	13
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	13
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	13
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	3,035	3,075
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	34,864	34,890
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,319	2,400
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	37,184	37,290
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	8.16%	8.24%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計※1	34,864	1,395	34,890	1,396
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	32,861	1,314	32,749	1,310
現金	0	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	119	5	109	4
我が国の政府関係機関向け	259	10	259	10
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,252	130	3,662	146
法人等向け	5,632	225	5,156	206
中小企業等向け及び個人向け	15,724	629	15,459	618
抵当権付住宅ローン	1,046	42	1,367	55
不動産取得等事業向け	4,423	177	4,613	185
3か月以上延滞等	61	2	35	1
取立未済手形	3	0	2	0
信用保証協会等による保証付	279	11	156	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0
出資等	304	12	303	12
出資等のエクスポージャー	304	12	303	12
重要な出資のエクスポージャー		0		0
上記以外	1,753	70	1,620	65
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	0	0
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	466	19	460	18
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	32	1	32	1
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー				
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー				
上記以外のエクスポージャー	588	24	581	23
②証券化エクスポージャー※3	0	0	0	0
証券化				
STC要件適用分	0	0	0	0
非STC要件適用分	0	0	0	0
再証券化	0	0	0	0
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	1,844	74	2,078	83
ルック・スルー方式	1,844	74	2,078	83
マンデート方式				
蓋然性方式 (250%)				
蓋然性方式 (400%)				
フォールバック方式 (1250%)				
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	0	0	0	0
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	0	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,319	93	2,400	96
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	37,184	1,487	37,290	1,492

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				3か月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	90,286	96,189	48,723	52,816	12,903	13,003	86	64
国外	1,405	1,580			1,405	1,580	-	-
地域別合計	91,691	97,769	48,723	52,816	14,308	14,583	86	64
製造業	1,805	1,978	1,805	1,978	-	-	2	-
農・林・漁業	354	349	354	349	-	-	3	2
鉱業	31	34	31	34	-	-	-	-
建設業	3,033	3,811	3,033	3,811	-	-	8	20
電気・ガス・熱供給・水道業	433	439	433	439	-	-	-	-
情報通信業	319	315	120	116	199	199	-	-
運輸業	2,062	2,075	550	563	1,512	1,512	-	-
卸売業、小売業	3,723	4,412	3,723	4,412	-	-	15	19
金融・保険業	5,941	6,025	322	506	5,619	5,519	-	-
不動産業	5,164	5,421	5,063	5,320	101	101	2	-
物品賃貸業	3	3	3	3	-	-	-	-
学術研究、専門、技術サービス業	204	200	204	200	-	-	-	-
宿泊業	478	676	478	676	-	-	-	-
飲食業	1,246	1,811	1,246	1,811	-	-	15	12
生活関連サービス業、娯楽業	1,521	2,075	1,521	2,075	-	-	10	-
教育、学習支援業	106	123	106	123	-	-	-	-
医療、福祉	831	991	831	991	-	-	-	-
その他のサービス	1,325	1,438	1,325	1,438	-	-	5	4
国・地方公共団体等	13,812	13,866	7,037	6,782	6,775	7,084	-	-
個人	20,527	21,178	20,527	21,178	-	-	23	5
その他	28,773	30,549	-	-	100	100	-	-
業種別合計	91,691	97,769	48,723	52,816	14,308	14,518	86	64
1年以下	5,076	6,547	4,377	4,019	699	2,528	-	-
1年超3年以下	8,438	8,444	3,919	4,109	4,519	4,335	-	-
3年超5年以下	9,844	10,406	5,985	5,395	3,859	5,011	-	-
5年超10年以下	18,145	18,618	13,415	16,082	4,730	2,536	-	-
10年超	21,386	23,496	20,887	23,100	499	396	-	-
期間の定めのないもの	28,802	30,258	136	110	-	-	-	-
残存期間別合計	91,691	97,769	48,723	52,816	14,308	14,808	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く
2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

36ページに記載しておりますのでご参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	0	2	2	△2	2	0	-	-
農・林・漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	0	0	△0	0	-	-	-
建設業	9	67	58	1	67	68	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	111	124	13	18	124	142	-	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	62	30	△32	△8	30	22	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門、技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	0	0	5	0	5	-	-
飲食業	8	7	△1	△1	7	6	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	52	54	2	△6	54	48	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	0	0	△0	1	0	1	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	4	2	△2	1	2	3	-	-
合計	249	291	41	7	291	298	-	-

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	20,367	—	16,846
10%	—	7,626	—	11,239
20%	—	21,897	—	23,450
35%	—	3,029	—	3,951
50%	—	55	—	36
75%	—	24,346	—	23,974
100%	100	6,705	100	6,175
150%	—	—	—	—
250%	—	78	—	74
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	84,206	—	86,444

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		734	753	8,397	8,589

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ありません

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 当金庫は該当ありません

ロ. 投資家の場合 当金庫は該当ありません

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式	1,015	1,015	798	798
非上場株式等	424	424	424	424
合計	1,440	1,440	1,222	1,222

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
売却益	72	97
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
評価損益	▲ 73	165

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	7,484	2,078
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,450	1,606	- 5	- 14
2	下方パラレルシフト	—	—	8	4
3	スティーブ化	2,479	1,645		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,479	1,645	8	4
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	前期末	
8	自己資本の額	3,075		3,035	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は主に「普通出資に係る会員勘定の額」と「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」等で構成されています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

また、当金庫は各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と業務推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに一定額以上の大口案件につきましては常務会審査とするなど、重要事案に対する経営陣の関与を必須とする体制としております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会等で検討を行うとともに、必要に応じて常務会等に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに適正に算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当金を算出しております。個別貸倒引当金のうち、破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。また破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。なおそれぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では融資の取組に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識し、担保や保証に過度に依存することのない融資取組姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「担保評価基準」等により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、与信取引に関して、お客様が期限の利益を失われた

場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、適切な取扱いを行っております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自庫預金積金、保証として政府保証、政府関係機関保証、地方公共団体保証等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する売掛金などそれらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては有価証券投資の一環として購入したものが該当しております。

当該投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める「資金運用規則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は「標準的手法」を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーのリスクウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」「有形資産リスク」等、幅広いリスクが該当すると考えております。これらのリスクに対しては管理体制や管理方法に関する基本方針をそれぞれに定め、確実にリスクを認識し、評価することとしております。

特に事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、各種「事務取扱規程」の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処置、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明体制の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類する エクスポージャー又は株式等 エクスポージャーに関するリスク管理の方針 及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

非上場株式、政策投資株式、その他の出資金等に関しては、内規に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における金利感応資産・負債を対象として、金利変動による経済価値変化の指標である $\Delta E V E$ 及び期間損益変化の指標である $\Delta N I I$ を複数の金利ストレスシナリオにて計測し、常務会等で協議検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (イ) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2.50年
- (ロ) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年
- (ハ) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金融庁が定める保守的な前提
- (ニ) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提
- (ホ) 複数の通貨の集計方法及びその前提
正となる通貨のみ単純合算
- (ヘ) スプレッドに関する前提
変動は考慮しない
- (ト) 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していない
- (チ) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 $\Delta E V E$ は基準値であるTier Iの20%を超過するが自己資本の余裕額の範囲内

B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

統合的リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が許容リスク枠の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標及び過去の事例や仮想シナリオに基づく金利等の変動による影響も計測し、常務会等で報告検証しております。

開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則第132条に規定するディスクロージャーに関する開示基準に基づいて作成しております。各項目は以下の頁に記載しています。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
イ 事業の組織	4
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	4
ハ 事務所の名称及び所在地	46
2. 金庫の主要な事業の内容	22
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	5~6
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況(資料編)	34
(1) 経常収益 (2) 経常利益 (3) 当期利益 (4) 出資総額及び総口数 (5) 純資産額(会員勘定) (6) 総資産額	
(7) 預金積金残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 出資に対する配当金 (12) 職員数	
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	34~35
① 業務粗利益及び業務粗利益率	
② 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	
③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
④ 受取利息及び支払利息の増減	
⑤ 総資産経常利益率	
⑥ 総資産当期利益率	
(2) 経費の状況について	35
(3) 預金に関する指標	35
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の平均残高	
② 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
(4) 貸出金に関する指標	35~36
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
③ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
④ 使途別の貸出金残高	
⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
⑥ 預貸率の期末値及び期中平均値	
(5) 有価証券に関する指標	38
① 商品有価証券の種類別の平均残高	
② 有価証券の種類別ノ平均残高	
③ 預証率の期末値及び期中平均値	
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の態勢	17
ロ 法令遵守の態勢	18
ハ 金融ADR制度の取組について	21
ニ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7~9
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	29~33
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額その合計額	37
(1) 破綻先債権	
(2) 延滞債権	
(3) 3ヶ月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
金融再生法第7条に基づく開示債権の状況	
ハ 自己資本の充実の状況	40
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	38
(1) 有価証券	
(2) 金銭の信託	
(3) デリバティブ取引	
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	36
ヘ 貸出金償却の額	36
ト 会計監査人の監査	33
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	33
7. 自己資本の充実の状況	
・ 自己資本の構成に関する開示事項	39
イ 定量的な開示事項	40
① 自己資本の充実度に関する事項	40
② 信用リスクに関する事項	41
③ 信用リスク削減手法に関する事項	42
④ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	42
⑤ 証券化エクスポージャーに関する事項	42
⑥ 出資等エクスポージャーに関する事項	42
⑦ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	42
⑧ 金利リスクに関する事項	42
ロ 定性的な開示事項	43
① 自己資本調達手段の概要	43
② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	43
③ 信用リスクに関する事項	43
④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
⑤ 証券化エクスポージャーに関する事項	43
⑥ オペレーショナルリスクに関する事項	43
⑦ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	44
⑧ 金利リスクに関する事項	44

店舗一覽

①本店営業部



唐津市大名小路310番地の35
☎ (0955) 73-3105

②朝日町支店



唐津市朝日町1095
☎ (0955) 72-8271

③西唐津支店



唐津市西唐津2丁目6223-23
☎ (0955) 72-8341

④浜崎支店



唐津市浜玉町浜崎1269
☎ (0955) 56-6814

⑤相知支店



唐津市相知町相知1948
☎ (0955) 62-2555

⑥和多田支店



唐津市和多田南先石8-2
☎ (0955) 74-7101

⑦町田支店



唐津市町田1丁目8-3
☎ (0955) 74-4421

⑧山本支店



唐津市山本1502-3
☎ (0955) 78-1146

店舗網



店外 キャッシュ コーナー

- まいづるスリーナイン 唐津市神田2180-1
- まいづるショッピングプラザ 唐津市大名小路24-1
- 唐津市役所 唐津市西城内1-1

- イオン唐津店 唐津市鏡4671
- サンフレッシュ神田店 唐津市神田2070-1

